

令和3年第6回

美浜町議会定例会会議録

令和3年11月29日から

会 期

17日間

令和3年12月15日まで

美浜町議会事務局 調製

令和3年第6回美浜町議会定例会会議録(第1日)

招集年月日	令和 3 年 11 月 29 日			
招集の場所	美浜町議会 議場			
開会(開議)	令和 3 年 11 月 29 日 午前10時10分 宣言			
応招議員 (出席議員も同じ)	1番	仲 舘 正一	8番	松 下 照幸
	2番	高 橋 修	9番	崎 元 良栄
	3番	寺 田 順一	10番	山 口 和治
	4番	梅 津 隆久	11番	藤 本 悟
	5番	河 本 猛	12番	兵 庫 賢一
	6番	辻 井 雅之	13番	北 村 晋
	7番	川 畑 忠之	14番	竹 仲 良廣
不応招議員 (欠席議員も同じ)				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 川崎 宏和			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	戸 嶋 秀樹	健康福祉課長	浜 野 有美
	副 町 長	西 村 正樹	子ども・子育て サポートセンター所長	山 本 英子
	教 育 長	森 本 克行	観光戦略課長	早 見 明哲
	総務課長	伊 藤 善幸	産業振興課長	今 安 宏行
	まちづくり推進課長	丸 木 大助	土木建築課長	野 村 治和
	エネルギー政策課長	片 山 真一郎	上下水道課長	浜 野 利彦
	会計管理者兼 税務課長	瀬 戸 睦	教育委員会事務局長	瀬 戸 慎一
	住民環境課長	山 口 れい子		

令和3年第6回美浜町議会定例会会議録(第1日)

町長提出議案 の 題 目	[議案] ○ 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度美浜町一般会計補正予算(第5号)) ○ 令和3年度美浜町一般会計補正予算(第6号) ○ 令和3年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) ○ 令和3年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) ○ 令和3年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) ○ 令和3年度美浜町道路用地取得事業特別会計補正予算(第1号) ○ 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について ○ 美浜町西郷健康ひろばの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○ 敦賀市と美浜町との間の一般廃棄物の処分に係る事務の委託の協議に関し議決を求めることについて ○ 美浜町健康楽膳拠点施設の指定管理者の指定について			
議員提出議案 の 題 目				
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。			
会議録署名 議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。			
	1番	仲 舘 正 一 議 員	8番	松 下 照 幸 議 員

令和3年第6回美浜町議会定例会議事日程(第1日)

開議日時 令和3年11月29日 午前10時

開議場所 美浜町議会 議場

- | | | |
|-----|----|--|
| 日程第 | 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 | 2 | 会期の決定について |
| 日程第 | 3 | 議案第 78 号 専決処分の承認を求めることについて (令和3年度美浜町一般会計補正予算 (第5号)) |
| 日程第 | 4 | 議案第 79 号 令和3年度美浜町一般会計補正予算 (第6号) |
| 日程第 | 5 | 議案第 80 号 令和3年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号) |
| 日程第 | 6 | 議案第 81 号 令和3年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算 (第2号) |
| 日程第 | 7 | 議案第 82 号 令和3年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算 (第3号) |
| 日程第 | 8 | 議案第 83 号 令和3年度美浜町道路用地取得事業特別会計補正予算 (第1号) |
| 日程第 | 9 | 議案第 84 号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 | 10 | 議案第 85 号 美浜町西郷健康ひろばの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 | 11 | 議案第 86 号 敦賀市と美浜町との間の一般廃棄物の処分に係る事務の委託の協議に関し議決を求めることについて |
| 日程第 | 12 | 議案第 87 号 美浜町健康楽膳拠点施設の指定管理者の指定について |
| 日程第 | 13 | 請願第 3 号 美浜町坂尻で誘致進行中の場外舟券売場設置計画について美浜町議会で審議され、反対を議決することを求める請願 |

議	長	本日は、全員出席されております。 定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。 (開会宣言 午前 10 : 12)
議	長	ただいまより、令和3年第6回美浜町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。 職務執行のため、議会事務局長を出席させております。 地方自治法第121条の規定により、説明のため、町長、副町長、教育長、各課長、局長、所長及び会計管理者の出席を求めました。 これより議事に入ります。 本日の議事日程は、お手元に印刷配付いたしております日程表のとおりと定めます。 日程第1 会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、議長において指名いたします。 1 番 仲 寛 正 一 君 8 番 松 下 照 幸 君 の両君を指名いたします。よろしくお願いいたします。 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。 お諮りします。 本定例会の会期は、本日から12月15日までの17日間としたいと思います。 これに御異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	御異議なしと認めます。 よって、本定例会の会期は、本日から12月15日までの17日間とすることに決定いたしました。 これより議案を上程いたします。 日程第3 議案第78号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度美浜町一般会計補正予算(第5号))から、日程第13 請願第3号 美浜町坂尻で誘致進行中の場外舟券売場設置計画について美浜町議会で審議され、反対を議決することを求める請願までの10議案及び請願第3号を一括上程いたします。 町長からの提案理由の説明を求めます。
町	長	議長。

町長。

本日、ここに令和３年第６回美浜町議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、お忙しい中お繰り合わせ御出席を賜り、開会の運びとなりましたことに対し、心より厚く御礼申し上げます。

今年も残すところあとわずかとなってまいりました。このところ全国的に新型コロナウイルスの感染状況は小康状態が続いておりますが、引き続き気を緩めることなく、感染防止対策を徹底しながら、先般発表された、国の新たな経済対策の展開の一翼を担うべく、地域経済の回復に全力で取り組んでまいります。

それでは、開会にあたり、町政運営に関する所信の一端を申し述べますとともに、今回ご提案いたします議案等の概要についてご説明申し上げます。

はじめに、去る１０月２９日と３０日に実施された福井県原子力総合防災訓練について申し上げます。

今回の訓練は、１月に策定された「美浜地域の緊急時対応」に基づく広域避難等の実効性の確認を目的としたもので、美浜発電所３号機の重大事故を想定し、県や内閣府をはじめ、半径３０ｋｍ圏内の県内７市町と滋賀県、岐阜県のほか、自衛隊や海上保安庁など、約１００の関係機関から職員約１８００人、住民約５，０００人が参加し、実施されたものであります。

本町では、町の災害対策本部等で図上訓練を実施したほか、実動訓練として、新たに整備した防災アプリ等の防災情報伝達システムを活用した緊急情報の伝達や、町民約２００人の参加による、マイカーやバス等での、おおい町と高浜町への広域避難を実施いたしました。

参加いただいた町民の皆さんには、避難に至るまでの事象の進展状況はもとより、避難の手段や経路、施設のほか、感染症流行下での対策等を体感され、ご確認いただけたものと考えており、併せて、受入先としてご尽力いただいた おおい町、高浜町の関係者の皆様に対し、厚く御礼を申し上げる次第であります。

私は、こういった訓練を重ねることで、多くの職員や町民の皆さんが、必要な知識の習得はもとより、円滑な避難行動等への習熟が図られるものと考えており、今回の訓練についてしっかりと検証を行い、更なる安全・安心が得られるよう原子力防災体制の充実・強化に努めてまいる所存であります。

次に、美浜発電所３号機の運転状況について申し上げます。

美浜３号機は、町民の皆さんのご理解とご協力をいただき、今夏、再稼働に至りましたが、新規制基準に基づく特定重大事故等対処施設が設置期限内に完成できなかったことから、１０月２３日に原子炉を停止、併せて定期検査が実施されているところであります。

新たな認可制度の下で、全国初の４０年超プラントとして再稼働を果たした美浜３号機は、限られた期間ではありましたが、電力の安定供給や脱炭素化に貢献するとともに、これからの原子力発電のあるべき姿の一端を示唆し、安全性・必要性の理解醸成に繋がったものと考えております。

事業者には、今後とも、施設の運用はもとより、特重施設の整備に関し、工程ありきではなく、安全最優先での取り組みを強く求めてまいります。

次に、１１月２２日に専決処分いたしました新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた経済対策予算の執行状況についてご報告いたします。

我が国における感染状況は、落ち着きを見せており、経済の回復に向けた動きが徐々に進みつつあります。

国は、この流れを加速化させ、傷んだ地域経済の立て直し、将来の持続的な成長を目指すため、先般、総額５５．７兆円規模の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を閣議決定したところであります。

本町におきましても、この経済対策を踏まえ、子育て世帯への経

済支援として先行実施される、18歳までの対象者1人につき5万円を交付する「臨時特別給付金」について、年内の給付開始に向けた準備を、可及的速やかに行うための補正予算を編成し、専決処分の上、直ちに執行したところであります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種について申し上げます。

町内対象者の9割近くの方々が2回目の接種を完了、現在、満12歳を迎えられた方や、未接種者の方を対象に、接種を進めているところでありますが、3回目の接種につきましては、国や県からの指導等に基づき、2回目の接種から概ね8ヶ月を経た18歳以上を対象に準備を進めているところであります。

次に、マイナンバーカードの取得促進について申し上げます。

国は、デジタル化を進める中で、国民が様々な行政サービスを円滑に受けることができるよう、令和4年度末までに、ほぼ全国民のマイナンバーカード取得を目指しておりますが、当町の交付率は、10月末現在で33.5%となっており、県下の37.5%、国全体の39.1%に比べて低くなっております。

マイナンバーカードは、この10月から健康保険証としての利用が可能となり、更なる利活用が進むことから、町では行政サービスの充実を図るため、取得促進に向けた啓発活動はもとより、事業所や公民館等で手軽に申請できるよう、今回、体制を整えたいと考えております。

次に、敦賀市との一般廃棄物処理の広域化に係る状況についてご報告いたします。

令和8年度末に供用開始予定の新清掃センター及び、令和5年度末に供用開始予定の新最終処分場につきましては、ともに敦賀市において、整備や運営に係る事業者の選定が進められているところであり、引き続き敦賀市と緊密に連携しながら、円滑な事業の推進に努めてまいります。

次に、にぎわいゾーンの整備について申し上げます。

道の駅「はまびより」につきましては、現在、国土交通省が道路管理施設及び駐車場の整備を進めておりますが、本町におきましても、外構工事はもとより、駅前広場工事や、駅舎の改修、無電柱化工事など、順次着手していくこととしております。また、ＪＲ美浜駅と「なびあす」を結ぶ町道美浜駅前線につきましては、旧丹後街道の町道佐柿・郷市線から、町道役場前線までの新設区間約２００ｍについて、来年春の供用開始に向け工事を実施しているところであります。

また、道の駅と併設して整備を進めておりましたイチゴ観光農園が、このほど完成し、今月３０日に開所式を執り行うほか、１２月には町内関係者の見学会や、町民限定のクリスマスイベントなども予定しており、年明け１月５日には、グランドオープンできるよう、鋭意準備を進めているところであります。

農業人材の育成と新たな観光資源となる本施設は、本年４月に供用開始した農業人材育成拠点研修施設と併せて、販売・接客体験など、経営感覚も同時に学べる場とすることはもとより、道の駅と連携した新たな観光スポットとして機能するよう、相乗的な効果を期待しているところであります。

また、にぎわいゾーンの一角をなす「なびあす」は、多様な世代が集う文化拠点を目指し、１０月３０日から１１月２３日まで「なびあすアートフェスタ２０２１」を開催いたしました。

このフェスタは、なびあす自主文化公演に始まり、文化活動団体の交流祭や、なびあす若者実行委員会「ＡｒｔＦｏｘ」による「なびゲーランド」、美浜美術展などを開催し、期間中、約３，０００人の方にご来場いただきました。

こうした取り組みを定着、拡充することで、道の駅「はまびより」や「観光農園」、「なびあす」を結んで展開する「にぎわいゾーン」を、町内外の多くの人々が集い、交流が進む、地域振興の核とすべく、町民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、事業を

進めてまいりたいと考えております。

次に「オクトーバーラン&ウォーク2021福井県大会」について申し上げます。

この大会は、県が令和6年春の北陸新幹線敦賀開業に合わせ実施する「ふくい桜マラソン」の全県的なプレイベントとして10月の1か月間に亘り開催されたものであります。県からの参加協力要請もあり、本町が取り組む健康づくり運動「げんげん歩楽寿」との相乗効果も期待できることから、積極的なPRと参加を呼び掛けたところ、総勢378人の方々にご参加をいただきました。

このほど、大会結果が発表され、全国345自治体15万人が参加した対抗戦におきまして、「参加率」や「累計歩数」、「累計距離」など審査の結果、総合第1位の座を獲得したものであります。

このような立派な成果は、「げんげん歩楽寿」などで培われた町民の皆さんの「健康に対する意識の高さ」の表れと考えており、今後とも、この成果を本町の生涯スポーツと健康づくりに活かしてまいりたいと考えております。

次に、「教育奨励賞」の受賞について申し上げます。

この賞は、時事通信社が主催し、創造性に富んだ特色ある教育の実践に、顕著な業績をあげた学校を毎年表彰するもので、今年で36回目となりますが、今回、町内の3小学校が、全国の小学校で唯一、「教育奨励賞」優良賞を受賞いたしました。

これまで進めてきたふるさと学習や、ふるさと元気フォーラムなど、地域愛に繋がる特色のある実践教育が高く評価されたもので、大変誇らしく、喜ばしいことであり、尽力された学校並びに、教職員の皆さんに、御祝いと感謝を申し上げる次第であります。

今後も、こうしたふるさと学習を、教職員や、地域の皆様のご理解とご協力をいただきながら、積極的に推進してまいりたいと考えております。

それでは、本日ご提案いたしました各議案につきまして、その概

要と提案理由をご説明申し上げます。

議案第 78 号につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた経済対策に必要な経費を、緊急に補正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、令和 3 年度美浜町一般会計補正予算（第 5 号）を 11 月 22 日に専決処分いたしましたので、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

議案第 79 号 令和 3 年度美浜町一般会計補正予算（第 6 号）につきましては、歳入歳出それぞれ 3 億 2,889 万 6 千円を追加し、予算総額を 106 億 2,659 万 3 千円とするものであります。

今回の補正予算では、国並びに県の補助事業として追加的に予算配分されたものや、緊急性を要するものなど、この時期において真に必要なものを見極めながら編成したところであります。

歳出予算の主な内容を申し上げますと、総務費においては、マイナンバーカードの申請需要増に対する手続き業務の円滑化を図るための窓口事務員の増員やタブレット端末等事務機器の導入経費など、495 万円を計上しております。

衛生費では、敦賀市と進めております廃棄物の共同処理に向け、新たに建設する清掃センターの用地取得や、最終処分場の土木工事に係る敦賀市への負担金などで 1,781 万 6 千円を計上いたしました。

また、土木費では、にぎわいゾーン整備の一環として、道の駅の駐車場の舗装や公園の植栽等外構工事などで、2 億 4,151 万 7 千円を計上いたしました。

以上が歳出予算の主なものでありますが、これに対する歳入といたしましては、前年度繰越金で 1 億 3,607 万 5 千円、国・県支出金で 1 億 6,771 万 7 千円、町債で 1,210 万円などをそれぞれ充当し、収支の均衡を図った次第であります。

各特別会計の補正予算であります。議案第 80 号 令和 3 年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、特別調整交付金申請支援業務委託料や、前年度における保険給付費等国県交付金の精算返還金などにより、歳入歳出それぞれ 475 万 1 千円を追加し、予算総額を 12 億 7,333 万 2 千円とするものであります。

議案第 81 号 令和 3 年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、施設介護サービスや地域密着型介護予防サービスの給付費の増額により、歳入歳出それぞれ 350 万円を追加し、予算総額を 11 億 6,799 万 6 千円とするものであります。

議案第 82 号 令和 3 年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、令和 2 年度の消費税及び地方消費税納付金の確定に伴う納付金の増額により、歳入歳出それぞれ 169 万 1 千円を追加し、予算総額を 5 億 2,445 万 8 千円とするものであります。

議案第 83 号 令和 3 年度美浜町道路用地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、国道 27 号の河原市・郷市地区の歩道用地取得の増加に伴う長期債償還金の増額により、歳入歳出それぞれ 228 万 1 千円を追加し、予算総額を 1 億 7,540 万 1 千円とするものであります。

議案第 84 号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額を引き上げる必要があるので、本案を提出した次第であります。

議案第 85 号 美浜町西郷健康ひろばの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新たにグラウンドゴルフ場の設置及び管理に関する規定を整備したく、本案を提出した次第であります。

議案第 86 号 敦賀市と美浜町との間の一般廃棄物の処分に係る

事務の委託の協議に関し議決を求めることにつきましては、本町の区域から排出される一般廃棄物の処分に係る事務を、敦賀市に委託することに関し協議をすることについて、議会の議決が必要のため、本案を提出した次第であります。

議案第 8 7 号 美浜町健康楽膳拠点施設の指定管理者の指定につきましては、指定管理者の候補者として、美浜町公の施設指定管理者選定審議会の意見を聴いて、三方五湖 D M O 株式会社を選定したので、同社を指定管理者として指定したく、議会の議決を求めるものであります。

以上ご提案いたしました議案について、それぞれ概要をご説明申し上げましたが、不備な点につきましては、その都度、私又は関係者からご説明申し上げますので、何卒、慎重ご審議の上、妥当なご決議を賜りますよう、お願い申し上げます、ご挨拶と提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長

町長の提案理由の説明は終わりました。

続いて、議案の説明を総務課長に求めます。

なお、各議案の説明は、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定によって議案表題部分についてのみとし、他は省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

御異議なしと認めます。説明は議案表題部分についてのみお願いいたします。

総務課長

議長。

議 長

総務課長。

総務課長

それでは議案の表題部分の朗読をもちまして、説明に代えさせていただきます。

議案第 7 8 号 専決処分の承認を求めることについて (令和 3 年度美浜町一般会計補正予算 (第 5 号))。

議案第 7 9 号 令和 3 年度美浜町一般会計補正予算 (第 6 号)。

議案第 8 0 号 令和 3 年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)。

議案第 8 1 号 令和 3 年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）。

議案第 8 2 号 令和 3 年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）。

議案第 8 3 号 令和 3 年度美浜町道路用地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）。

議案第 8 4 号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 8 5 号 美浜町西郷健康ひろばの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 8 6 号 敦賀市と美浜町との間の一般廃棄物の処分に係る事務の委託の協議に関し議決を求めることについて。

議案第 8 7 号 美浜町健康楽膳拠点施設の指定管理者の指定について。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日、美浜町長 戸嶋秀樹。

以上でございます。

議 長 以上で、各議案の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（なしの声あり）

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ここで、ただいま上程いたしました各議案を、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

はじめに、日程第 3 議案第 7 8 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度美浜町一般会計補正予算（第 5 号））、日程第 4 議案第 7 9 号 令和 3 年度美浜町一般会計補正予算（第 6 号）日程第 5 議案第 8 0 号 令和 3 年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正決算（第 2 号）、日程第 6 議案第 8 1 号 令和 3 年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 7 議案第 8 2 号 令和 3 年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）、日程第 8 議案第 8 3 号 令和 3 年度美浜町道路用地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）、以上 6 議案は、予算決算常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

御異議なしと認めます。

よって、議案第78号から議案第83号までの6議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、日程第10 議案第85号 美浜町西郷健康ひろばの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務文教常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

御異議なしと認めます。

よって、議案第85号は、総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、日程第9 議案第84号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、日程第11 議案第86号 敦賀市と美浜町との間の一般廃棄物の処分に係る事務の委託の協議に関し議決を求めることについて、日程第12 議案第87号 美浜町健康楽膳拠点施設の指定管理者の指定について、日程第13 請願第3号 美浜町坂尻で誘致進行中の場外舟券売場設置計画について美浜町議会で審議され、反対を議決することを求める請願、以上3議案及び請願第3号は、産業厚生常任委員会に付託いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

御異議なしと認めます。

よって、議案第84号は、議案第86号、議案第87号の3議案及び請願第3号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

各委員会におかれましては、よろしく御審議をお願いいたします。

これより休憩し、別室において全員協議会を開催いたしまして、ただいま上程いたしました議案のうち、予算決算常任委員会に付託以外の議案第84号から議案第87号までの4議案について、理事者から詳細説明を受けたいと思います。

これより休憩いたします。

10時50分から再開しますので、よろしくお願いします。

(休憩宣言 午前 10:44)

令和3年第6回美浜町議会定例会会議録(第2日)

招集年月日	令和 3 年 12 月 1 日			
招集の場所	美浜町議会 議場			
開会(開議)	令和 3 年 12 月 1 日 午前10時00分 宣言			
応招議員 (出席議員も同じ)	1番	仲 嶋 正 一	8番	松 下 照 幸
	2番	高 橋 修	9番	崎 元 良 栄
	3番	寺 田 順 一	10番	山 口 和 治
	4番	梅 津 隆 久	11番	藤 本 悟
	5番	河 本 猛	12番	兵 庫 賢 一
	6番	辻 井 雅 之	13番	北 村 晋
	7番	川 畑 忠 之	14番	竹 仲 良 廣
不応招議員 (欠席議員も同じ)				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 川崎 宏和			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	戸 嶋 秀 樹	健康福祉課長	浜 野 有 美
	副 町 長	西 村 正 樹	子ども・子育て サポートセンター所長	山 本 英 子
	教 育 長	森 本 克 行	観光戦略課長	早 見 明 哲
	総務課長	伊 藤 善 幸	産業振興課長	今 安 宏 行
	まちづくり推進課長	丸 木 大 助	土木建築課長	野 村 治 和
	エネルギー政策課長	片 山 真 一 郎	上下水道課長	浜 野 利 彦
	会計管理者兼 税務課長	瀬 戸 睦	教育委員会事務局長	瀬 戸 慎 一
	住民環境課長	山 口 れ い 子		

令和3年第6回美浜町議会定例会会議録(第2日)

町長提出議案 の 題 目				
議員提出議案 の 題 目				
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。			
会議録署名 議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。			
	1番	仲 舘 正 一 議員	8番	松 下 照 幸 議員

令和3年第6回美浜町議会定例会議事日程(第2日)

開議日時 令和3年12月1日 午前10時

開議場所 美浜町議会議場

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

議	長	本日は、全員出席されております。 定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。 (再開宣言 午前10:00)
議	長	ただいまより、令和3年第6回美浜町議会定例会を再開いたします。直ちに本日の会議を開きます。 職務執行のため、議会事務局長を出席させております。 地方自治法第121条の規定により、説明のため、町長、副町長、教育長、各課長、局長、所長及び会計管理者の出席を求めました。 これより議事に入ります。 本日の議事日程は、お手元に印刷配付いたしております日程表のとおりと定めます。 日程第1 会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、議長において指名いたします。 前日に引き続き、 1番 仲 篤 正一君 8番 松 下 照幸君 の両君を指名いたします。よろしくお願いいたします。 日程第2 一般質問を行います。 順次、発言を許します。 5番、河本猛議員の一般質問を許します。
5番	議	議長。
議	長	河本猛君。
5番		5番、河本。 おはようございます。日本共産党の河本猛です。今任期中、最後の一般質問になります。通告した項目もたくさんありますので、簡潔な答弁をよろしくお願いいたします。 9月の定例会、予算決算常任委員会で川畑議員の質疑に対する行政側の答弁で、がんばる美浜町事業者応援商品券事業の行財政運営に疑問が生じたので、質問していきます。 事業の目的には新型コロナウイルス感染症の影響による町内事業者、特に飲食業者への経済的影響を緩和するとともに、地元のお店を応援する地域の機運を醸成し、町内消費喚起効果を高めることを目的に、プレミアム付き商品券を発行、販売するとありました。

私は6月の一般質問で1万円を出してプレミアム商品券を購入すること自体が町民にとっては大きな負担であり、販売数が伸びないのではないか、プレミアムがついた部分の利用が限定されている商品券なんて販売数が伸びるようには思えないなどの懸念を示しました。商品券に関係する予算3,813万4,000円を町民に商品券を買わせて飲食店を応援するのではなく、直接飲食店を支援する休業補償や減収補填などにするよう、求めています。

当初の基準では、1世帯5冊までという制限がありましたが、1次販売でどれだけの総数を用意して、売れ残りがどれだけ発生したのか伺います。

町
議
長
長
長

議長。

町長。

ただいまの美浜町事業者応援商品券の事業につきましてのお尋ねをいただきました。

新型コロナウイルス感染症の猛威は町内の飲食や宿泊関係を初め、多くの事業者に影響が広がっております。経営はいまだに厳しい状況に置かれているというのが現状かというふうに思います。とりわけ打撃を受けた事業者の皆さんは、経営の維持、継続に向けてまして、創意工夫によります新たな事業に取り組まれるなど、懸命に努力をされておられます。また、地元商工団体の事業者の皆さんの、すみません、地元商工団体の方々も事業者の皆さんの窮状を、これは少しでも緩和、救済できるよう、丁寧な経営相談はもとより、情報の提供など、鋭意取り組んでおられるところでございます。

町におきましても、時点、時点での実情を勘案し、町民の皆さんの御理解と、御協力をいただきながら、経営安定資金の全額無利子支援や事業者への特別給付、さらには、応援商品券の発行など、8件、総額3億9,000万円の支援を展開してきたところでございまして、それぞれ一体となりまして、この難局を打開できるよう、力を合わせて頑張っているところであります。

こうした官民一体の取組は着実に成果につながっていると考えておりまして、事業者応援に御理解と御支援をいただいた町民の皆さん、また、懸命に、そして、真摯に努力を続けておられる事業者、商工会の皆さんに改めて敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

今回、御質問いただいております応援商品券に関する詳細につきましては、担当課長からお答えをいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

産業振興課長

議長。

議長

産業振興課長。

産業振興課長

それでは、質問に関しまして、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

今回のがんばる美浜事業者応援商品券事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内事業者の業績回復を図るとともに、町民の皆様の応援機運の醸成を促し、町全体を盛り上げようというものです。昨年度実施いたしましたがんばる美浜人応援商品券では、全町民の皆様を対象に、1人1万円分の商品券を配布をいたしました。第2弾となる今回の商品券は、3,000円のプレミアムをつけ、1万円で販売をいたしました。参加店舗全店で使える共通券が1万1,000円分と宿泊飲食店で使える限定券2,000円分となり、新型コロナウイルス感染症の影響が特に大きい宿泊事業者、飲食事業者への支援を手厚くしたところでございます。

こうした趣旨が町全体に行き渡り、一人でも多くの方に賛同いただけるよう、チラシの配布はもとより、全世帯にあらかじめ引換券を郵送する方式をとったもので、それで、6月22日から7月31日まで販売をいたしました。その結果、1万冊のうち、7,313冊を購入いただき、2,687冊が残ったというところでございます。

5 番

議長。

議長

河本議員。

5 番

数だけ聞いているんですから数だけ答えてくれたらいんですよ、全然時間が足りないですよ、こんなんです。7割ぐらいが売れているということなんです、私、逆に7割ぐらい余るかと思っていたんですけども、予想外に売れているなということを感じます。

販売というのは、当初郵便局だけだったんですか。

産業振興課長

議長。

議長

産業振興課長。

産業振興課長

町民の皆様幅広く御購入いただけるよう、利便性を考え、町内

の早瀬、南西郷、美浜、山東の郵便局で販売をいたしました。この制度が町内に行き渡ったと考え、２次販売では商工会で販売を実施したというものでございます。

５番 議長。

議長 河本議員。

５番 売れ残りというのは２次販売して、町内事業者が利用できるよう、商工会で販売したと。上限は３０冊まで購入できたというふうに聞いておるんですが、間違いはありませんか。

産業振興課長 議長。

議長 産業振興課長。

産業振興課長 本事業の制度はコロナ禍で多大な打撃を受けている事業者の皆様から高い評価を受けていただいております。また、町民の皆様からは困っている事業者をもっと応援したい、コロナ禍の厳しい状況の打開に協力したいとの声や町内のお勤めの方からも、町内事業者を応援したいので、町内に勤めている人も対象にしてほしいといった声もありました。そのため、皆様からの声や商工会との協議を踏まえ、所期の目的達成のため、町内事業者にお勤めの方まで購入対象者の範囲を広げるとともに、購入冊数については、１人につき１０冊を上限とし、代理購入を２名分まで可能とし、若狭東商工会で２次販売を行いました。

５番 議長。

議長 河本議員。

５番 １人１０冊で代理購入も含めたら上限が３０冊になるということだと思ふんですけれども、血税が財源のプレミアムの部分は９万円ということになりまして、３０万円で３９万円分の商品券が買えるわけですね。１次販売では１世帯５冊までの制限があったものが、２次販売では商品券をたくさん買える能力がある人が得をする制度になっています。それも２次販売は２日ほどでなくなったというから驚きです。要するに、高額の購入者が多くいたことになるんですが、それは商工会に所属している会員とか、事業主が多く買い求めたからではないかと考えるのですが、状況を伺います。

産業振興課長 議長。

議長 産業振興課長。

産業振興課長

２次販売の実施におきましては、新聞折り込みや町のホームページ、行政チャンネル等で事前に周知、広報を実施をさせていただいております。２次販売の購入者は３７１名、そのうち上限の１０万円分を購入された方は２０５名、それ未満の方は１６６名でございます。販売状況を確認したところ、議員がお尋ねの方以外の一般町民の方がほとんどであり、お尋ねのような方が多く買い求めたものではございません。

５番

議長。

議長

河本議員。

５番

２次販売の制度については、議会に対して説明がなかったように思います。１次販売と２次販売で大きな格差が生じることが分かっていたら、予算の段階で否決されたかもしれませんし、私は余った分は減額補正で財源に組み込まれるか、国庫に返還されると思っていました。結局のところ、新型コロナウイルスによる経済対策として、国の支援金や一般財源を使っているわけですが、本当に困っている人のところに支援が届かず、お金持ち優遇政策を行っているようにしか見えません。行財政運営を監視する議員の立場としてはこのようなことを見過ごすことはできないと思っております。行財政運営を執行する側の行政は、今回のように１次販売と２次販売で大きな格差が生じる販売方法が本当に町民に開かれた平等な方法だと考えているのかどうか、伺います。

産業振興課長

議長。

議長

産業振興課長。

産業振興課長

まず、１次販売では新聞折り込み、チラシの配布や各世帯の引換券の配布等により周知をしっかりと行い、町民の皆様には制度趣旨を御理解、御賛同いただけるようにＰＲに努めました。約１か月半の販売期間を設け、用意した商品券のうち７割以上御購入をいただいたことから、町民の皆様には十分行き渡ったとともに、制度の趣旨を広く御理解いただけたものと考えます。その上で、２次販売では町民の皆様から本事業への一定の評価や町をさらに応援したいという声を踏まえ、残りの商品券を販売し、さらなる町内消費につなげ、事業効果を最大限発揮するため、購入対象者や購入可能冊数を拡充し、実施をさせていただきました。

また、商品券が全て完売し、その８割近くの消費が進んでいることから、当初の目的である町の経済活性化はもとより、宿泊、飲食事業者への支援や応援機運を高める効果を十分発揮できたものと考えております。

５ 番

議長。

議 長

河本議員。

５ 番

町民からは、予算を消化するために商工会を頼って、その代わりに大きな大量の商品券を購入してもらったように見えます。商工会への利益誘導ではないと断言することができるのか、行政の見解を伺います。

産業振興課長

議長。

議 長

産業振興課長。

産業振興課長

コロナ禍の厳しい状況の中、商工会の会員を初め、事業者の皆様は大変な苦労をされながら、一生懸命に真摯に事業に取り組んでおられ、お尋ねのようなことは決してないと理解しております。本事業について高い評価もいただいているところであり、一定の期間、着実に町内消費につながっていることから、宿泊事業者や飲食事業者を初め、各事業者への効果的な支援対策になり、町経済にも所要の効果をもたらすことができた、そういうふうと考えております。

５ 番

議長。

議 長

河本猛君。

５ 番

先ほど事業の目的も達成されたというふうなことをおっしゃっておいりましたけども、産業振興課としたらそういうふうな考えだと思うんですけど、３割増のプレミアム、割増率のよさというのが好調な販売に影響しているのかなというふうにも思いますけども、コロナ禍の影響で、経済や家計が冷え込んでいるときに、町民に商品券を買わせるという上から目線の施策には私は問題があると思っております。２次販売はまさにお金持ち用のばらまきにしか見えませんし、新型コロナの経済対策で重要なのは、困っている人のところに直接支援が届く政策を実現することです。現在は売上げが下がった事業者を直接支援する施策事業が行われていますけども、町民に対しても給付金や商品券などで家計を支援するような政策は考えていないのでしょうか。これは産業振興課じゃないかもしれませんけど

も、考えているなら教えていただきたい。

総務課長

議長。

議長

総務課長。

総務課長

今ほどの、今後の支援策ということのお尋ねかなと思います。

まず初めに、これまでの取組について、ちょっと簡単に御説明させていただきますと思います。

これまでの町の支援につきましては、関係者、関係団体の皆様の御意見を参考に、町の独自の支援策としまして、マスクの配布であったり、県外に在住の学生等に対するふるさと特産品の発送、また、全世帯への商品券の配布、今ほどのプレミアム付商品券の販売、また、美し美浜の宿泊まりキャンペーンですか、とか今現在進めております事業者の応援資金の交付など、幅広く、きめ細かな施策をこれまで展開してきております。

今後の施策展開でございますが、今後もこうした新型コロナウイルスの感染状況、また、国、県の経済対策等を踏まえまして、また、これまでと同様、関係者、また、関係団体の御意見を参考にしながら、また議会の皆さんと御相談させていただきながら、適宜適切、またきめ細かな支援を行っていきたいと考えております。

5 番

議長。

議長

河本議員。

5 番

国の支援事業も繰り返しやられていますので、それに対して、町独自の直接支援策を実行すべきだということを申し上げておきます。

次に、聴覚障害児教育について質問していきます。

福井県は来年度、嶺南地域では初となる聴覚障害児教育の拠点を嶺南東特別支援学校（美浜町）に整備します。既に専門教員の育成を進めているほか、現在嶺北に2か所しかない高度な聴覚検査室も年度内に設置し、長時間かけて嶺北地域に通う保護者の負担を軽減するとしています。

しかし、その実態は、これまで敦賀で毎週1回、小浜で月数1回程度開催されているサテライト教室（相談支援活動）を嶺南東特別支援学校でできるようになっただけではないでしょうか。状況を伺います。

町 長

議長。

議 長
町 長

町長。

ただいまの聴覚障害児教育についてのお尋ねをいただきました。

このたび嶺南で初めて聴覚障害児教育の拠点施設が嶺南東特別支援学校内に整備をされまして、これまで長時間をかけて嶺北に通わなければ受けられなかった、そういった支援が来春４月より嶺南でも受けられるようになったところでございます。町では、今年の４月に聴覚障害児の親御さんから切実な要望をいただき、小浜市長や若狭町長とともに、嶺南の児童生徒の皆さんが充実した教育が受けられますように、また、保護者の負担を少しでも軽減できるよう、県に対し強く要望したところであります。今回、こうした関係者の切実な思いに県当局が真摯に答え、県の９月補正予算において、早々に対応していただいたことに心から感謝を申し上げる次第でございます。これを契機に今後ともさらなる聴覚障害児教育環境の充実に向けまして、町といたしましても県や関係機関と連携を図りながら取組を進めていきたいと考えてございます。

個別の質問も幾つかいただいております。担当課長から回答させていただきますので、よろしく願いいたします。

教育委員会事務局長

議長。

議 長

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長

県では、来年度、これまで敦賀と小浜で開催をされておりましたサテライト教室を配置いたしまして、嶺南東特別支援学校内に嶺南地域では初めてとなる聴覚障害児教育の拠点施設を整備をされます。これまで嶺南でのサテライト教室は月２回でしたが、嶺南に専門教員が常駐することで、曜日を限定せずに、聞こえと言葉の指導等を受けることが可能となりました。

また、これまでのサテライト教室では、乳幼児の正確な聴力検査ができませんでしたが、今回、聴覚検査室の整備と乳幼児用の聴力検査機器を導入することで、嶺北まで行かなくても正確な聴力測定が可能となります。

町といたしましても、県関係機関と嶺南市町担当者との連携強化を目的に、今年新たに組織されました、嶺南地区聴覚障害教育支援充実に係る連絡会を通じ、情報共有や要望を行い、会員相互に連携し、協力しながら聴覚障害児に対する支援に取り組んでまいりたい

と考えております。

5 番
議 長

議長。

河本議員。

5 番

聴覚障害がある子供たちには、できるだけ早期から適切な対応を行い、音声言語を初め、その他の多様なコミュニケーション手段を活用して、その可能性を最大限に伸ばすことが大切であるとされています。

聴覚障害児の保護者は、子供に福井県立ろう学校で行われている聴覚障害児教育を受けさせたいというふうに願っています。福井県立ろう学校のように、嶺南でも幼稚部から高等部まで聴覚障害児教育ができる見通しというのがあるのでしょうか伺います。

教育委員会事務局長

議長。

議 長

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長

県では、嶺南に聾学校を新規に設置することは難しいとするものの、今回整備する嶺南の聴覚障害児教育の拠点施設を中心に、個々のニーズに応じて、乳幼児から高等部まで支援していくことを目指しており、町といたしましてもその実現に向け、嶺南地区聴覚障害児教育支援充実に係る連絡会を通じまして連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

5 番
議 長

議長。

河本議員。

5 番

現状、嶺南の施設では、福井県立ろう学校で行われているような、幼稚部から高等部までの聴覚障害児教育は受けられません。聴覚障害児の保護者は、幼児期からしっかりと教育を受けさせたいので、福井県ろう学校に通いたいですが、入学の条件として週3回以上の通学が必要となるといいます。学校側からは、嶺南からの通学の負担や事故を心配され、無理をしないようにと言われますが、保護者としては入学を拒否されているように感じるというお話をお聞きしました。新聞の報道で、嶺南地域の聴覚障害児保護者の苦悩が報じられまして、嶺南に聴覚障害児教育の拠点ができましたが、現状は何の問題の解決にもなっていません。そればかりか、保護者の身を案じながら報道を逆手に取った学校側の対応が姑息で許しがたいと私は思っています。このような現実があることを

教育委員会事務局長

議長

教育委員会事務局長

町行政もしっかり把握して、保護者の負担軽減を図り、聴覚障害児がしっかり教育を受けられる環境を早急に整備するよう、県や関係機関と協議するべきだと考えますが、行政の考えを伺います。

議長。

教育委員会事務局長。

現在、嶺南地区聴覚障害児教育支援充実に係る連絡会を通じ、嶺南地区の聴覚障害教育の課題について情報共有を図り、今後の支援の在り方を検討していくなど、嶺南地区全体の聴覚障害児教育の充実に向けて、県と市町が連携し、取組を進めております。

その取組の中で、県の担当者は、保護者や児童生徒の気持ちに寄り添い、対応されていると理解をしており、お尋ねのようなことはないとは考えますが、町としましても、障害を持つ児童生徒の皆さんがよりよい教育環境の中で充実した教育が受けられるよう、今後も県や関係機関と連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

5 番

議長

5 番

議長。

河本議員。

町としても、県に対して強く要請していただいているのは分かるんですけども、嶺南でやはり幼稚部から高等部までの聴覚障害児教育を受けられないような状況ですよ。受けられるようになるためにはまだまだ時間がかかるというのであれば、福井まで通う保護者の負担軽減に真剣に向き合わなければいけません。県や嶺南、各自治体と協力して、通学のためのバスを走らせるようなことは、例えばできないのでしょうか。そういうことは考えていないですか。

教育委員会事務局長

議長

教育委員会事務局長

議長。

教育委員会事務局長。

今、そのような御質問につきましても、今回発足をしましたこの検討委員会のほうでまた検討のほう、十分させていただきますよう、よろしくお願いいたします。

5 番

議長

5 番

議長。

河本議員。

しっかり検討していただきたいと思います。私たちの質問は、国政や県政に関係する課題もあるので、特にこれは県に当てつけて

強く言いたいんですが、やっている感だけの小規模な事業費で根本的に何の解決にもなっていないような事業、これは本当に許せません。幼児期からしっかりと聴覚障害児教育を受けさせたいという保護者の思いに応えて、誰もが平等に教育を受けられる権利を行使できるように、町行政としても最大限の努力をしていただきたいと申し上げておきます。

次に、公営ギャンブル、競艇の場外舟券発売場に関わる問題について質問します。

福井新聞のスクープで、公営ギャンブルである競艇（ボートレース）の場外舟券発売場設置計画が坂尻区で持ち上がっていることが明らかになりました。報道では、10月30日に坂尻区で投票が行われ、1世帯1票で全世帯が参加し、賛成36、反対9、無効3の賛成多数となったといえます。

場外舟券発売場の設置には、地元自治会のほか、町長の同意、町議会の反対の議決がないことの確認、国土交通省の許可が必要となっているといえます。法的根拠として、モーターボート競争法の第5条に、舟券の場外発売所の設置をしようとするものは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければならないというような規定があります。

また、国土交通省の場外舟券発売所の設置要件では、（1）地元自治会の同意、（2）市町村長の同意、（3）市町村の議会が反対議決をしないことの地元合意3要件の確認を求めています。

議会としては反対の議決をしなければ、競艇の場外舟券発売所の設置が進んでしまうというような状況であります。この問題を先送りすることは設置を容認するも同様です。

私は、子育て世代として、教育・文化の観点、ギャンブル依存症の問題、反社会的勢力の関与・縄張り争いなどの懸念から、絶対に建設設置は認めません。建設設置反対を表明いたしますが、町長はこの件について同意するのかわからないのか、考えを伺います。

町長
議長
町長

議長。

町長。

ただいまの舟券発売所に係る件に対して、町長は同意するのかわからないのかというお尋ねをいただきましたけども、いろいろ課題はあるというお

話でございます。現在、当事者間で進められているところでありまして、現段階では、まだ私が関与する段階にはないというふうに判断をしているところであります。

5 番 議長。

議長 河本議員。

5 番 今、まだ考える状態にないということなんですけども、町長の同意判断に当たって、町長独自に判断する方法と、町議会に諮る方法、住民投票に諮る方法があると私は考えていますが、町長はどのような方法を考えているのか、その状況を伺います。

町 議長。

議長 町長。

町 議長 ただいまの同意判断の方法についてのお尋ねをいただきましたけども、先ほどもお話がございましたとおり、国土交通省によりますと、場外舟券発売所の設置は地元首長、地域自治会の同意、地元議会の反対のないこと等を前提に国の許可が必要であるというようなことでございます。さきに申し上げましたとおり、現時点では、当事者間で進められているところでございます。私が関与する段階にはありませんが、地域住民の御意見や今般の議会に提出されております請願の審議なども十分踏まえる必要があると、このように考えているところであります。

5 番 議長。

議長 河本議員。

5 番 町長は関与する段階にないということで、答えられないわけですけども、国土交通省の設置要件によれば、町長が合意しないことを表明すれば、公営ギャンブルである競艇の場外舟券発売場は建設設置できませんけども、町長、本当にこれは同意しない、表明されませんか、今。

町 議長。

議長 町長。

町 議長 表明されないかというお話でございましたけども、先ほどからお答えしているとおりでございますので、御理解、お願いしたいと思います。

5 番 議長。

議 長

河本議員。

5 番

私は静穏な生活ができる美浜町をギャンブルの町にしたいはありません。多くの町民は私と同じ考えだと信じておりますけども、重要なのは町民や町議会の理性ある判断なんです。行政は坂尻区の投票結果を理由として、もろ手を挙げて場外舟券発売所の建設設置を認めるのではないかと懸念しています。町議会議員と町長は、選挙で無投票が続いておりまして、町民は候補者が掲げる政策を見て候補者を選ぶという権利を行使しておりません。この問題が長引けば、来年3月に迫った町議選、再来年の町長選にまで続く町政の争点になると考えております。

町長は、候補者が掲げる政策や町民の動向を見極めたいと考えているのでしょうか、どうでしょうか。

町 長

議長。

議 長

町長。

町 長

ただいまのこの判断についての動向を見極める、そういうことは考えているのかという質問でございますけども、仮定の話でございます。これはお答えできるものではございませんけども、先ほどから申し上げており、議会や町民の御意見は重要であると、このように考えております。

5 番

議長。

議 長

河本議員。

5 番

報道の内容からすれば、町長に同意判断を迫る日も近いんじゃないか、事業者が、近いんじゃないかというふうに思われますけども、やはり町長がリーダーシップを発揮して、同意しないと表明すれば、競艇の場外舟券発売所は設置できないんですよ。だから、ぜひとも答えてほしかったんですが、なかなか答えてもらえない。町長が場外舟券発売所の設置を認めたら、美浜に新居を構えた世帯、特に佐田とか、山上、美しの野ニュータウンに新居を構えた世帯というのは町に裏切られた気持ちになります。家を建てるというのは、人生最大の買い物ですから、失敗したくないと、様々な条件を考慮して、考えに考え抜いて決断するものです。環境がよく、子育てに適した場所だと思っていたところに公営ギャンブルがやってくるから怒り心頭ですよ。一度こんなものを認めたら、次からは反対する理由が

なくなります。次から次へと歯止めが利かなくなり、行き先はＩＲ、統合型リゾートカジノをやるつもりなのかというところまで話は進んでいきます。答えがないということは、町長はなし崩し的に公営ギャンブルを認める可能性があるということになってしまいますから、統合型リゾートカジノを進めた横浜市では、反対派の市長候補が当選して、自治体政治の中心が入れ替わったということもあります。公営ギャンブルの設置問題というのは、住民の反対運動とともに自治体政治の根幹を揺るがす問題であることを認識してもらい、町長には設置反対だと、設置に同意しないことを表明してもらいたいんですが、もう一度しつこく聞きますけども、表明されませんか。

町 長
議 長
町 長

議長。

町長。

表明についての再度のお尋ねでございます。

いろいろ議員からの御意見は頂戴をしております。貴重な意見として受け止めさせていただきたいなというふうに思います。

5 番
議 長

議長。

河本議員。

5 番

来年の町議選、私は場外舟券発売所の設置に反対を表明して立候補する予定なんですけど、美浜町をばくちの町にしないためにも、公営ギャンブルの設置に反対を表明する候補者が多く立候補されることを強く望んでおります。

２０１７年９月２９日、厚生労働省の研究班は、国内のギャンブル等依存に関する疫学調査を公表しました。それによると、ギャンブル依存症の人の割合は成人の３．６％、約３２０万人と推計されています。また、他国と比較して、オーストラリアの値は２．４％、オランダは１．９％、フランス１．２％、スイス１．１％、カナダ０．９％、イタリア０．４％、ドイツ０．２％など、日本のギャンブル依存症の比率が非常に高いことも問題になっています。

この要因となっているのが、世界に例をみないパチンコなどの公営ギャンブルなんですけども、ギャンブル依存の問題というのは、経済・社会環境に壊滅的な影響を及ぼす、当事者や家族にとって重大な問題なんです。

社会的問題として、隠れて借金をする、お金を工面するために手

段を選ばなくなるなどの借金問題、仕事や学校を休みがちになるなどの就労や就学の問題、うそをついたり隠したりして関係を悪化させるなど、家庭不和が挙げられます。

また、精神的問題として、いらいらしたり、落ち着きがなくなる、不安でびくびくする、無気力や気分が落ち込むなどの鬱病、寝つけない、夜中に目が覚める不眠症が挙げられます。

さらには、身体的問題として、睡眠や食事がおろそかになる不規則な生活が挙げられます。

一度、ギャンブル依存症になると、欲求をコントロールすることが難しくなります。また、疾患であることに気がつきにくく、また、気がついたときも周囲の目を気にして相談がしにくい、身近な家族にも相談できないことがよくあります。

行政は、ギャンブル依存症による悪影響（社会的リスク）を想定し、対策費（社会的コスト）を投じていく必要がありますが、行政の考えを伺います。

健康福祉課長

議長。

議長

健康福祉課長。

健康福祉課長

ギャンブル依存症についての御質問でございますが、パチンコなどのギャンブルにのめり込み、自分をコントロールできなくなる依存症は誰でも陥る可能性があります。

依存症に至る背景としては、本人がストレスや孤独感など、様々な困難を抱えているケースもあることから、相談に来られる方の声に耳を傾け、きめ細かい、寄り添った相談支援を行っております。

また、健診や介護に係る訪問時やDVに関する情報等の中で、アルコールなど、依存症の可能性が疑われるものにつきましては、相談や訪問等により現状を把握し、関係機関と連携しながら適切な専門機関につなげるなどの対応をしているところでございます。

5 番

議長。

議長

河本議員。

5 番

現在は町内にパチンコ店が1件です。都市部と比較すると、公営ギャンブルは目に見えないぐらい非常に少ない状況ですから、公営ギャンブルによる社会的リスク、社会的コストについて、今、行政が大きく負担を抱えるということはないわけでありますけども、今

後こういうことがなし崩し的に認められていけば、社会的リスクやコストというのは上がっていきます。

また、金銭をめぐる犯罪とか、空き巣、強盗などの防犯対策についても、悪影響、社会的リスクを想定して対策費（社会的コスト）を投じてく必要があります。それが観光振興に伴い必然的に発生するリスクだとしても、土地勘を身につけた犯罪件数が増えるリスクを前提として、どのように対策するのかを検討する必要があります。それは行政機関や坂尻区だけの問題ではなくて、町民全体が静穏な生活環境に甘んじることなく、日々の生活の中で警戒を怠らないように、危機感を持つように生活様式を変える必要があります。

金銭をめぐる犯罪、空き巣、強盗などの防犯対策について、行政はどのように考えているのか伺います。

総務課長
議 長
総務課長

議長。

総務課長。

私のほうから、本町の防犯対策につきまして御説明させていただきます。

本町の防犯対策につきましては、定期的な防犯隊によるパトロール、また、警察との情報交換を初め、集落で設置します防犯カメラに対する補助事業の実施や夜間に門扉等の電気を点灯させ、犯罪者の入りにくい環境をつくる、タウンライトアップ運動促進など、様々な防犯対策に取り組んでおります。

安全で安心して暮らせるまちづくりのためには、町民の皆さん、一人一人の防犯意識を向上させていくことが最も重要でありまして、今後とも引き続き防犯に関する啓発活動を積極的に実施し、地域の自主的な防犯活動への支援を行いながら、町、警察、地域が一体となった防犯体制の確立に努めていきたいと考えております。

5 番
議 長
5 番

議長。

河本議員。

現状の話ばかりで、特に、これに対して対策が必要になるとかは答えられないんですけども、いろんな想定を繰り返しちょっと言っていきますけども、また、お金を工面するために手段を選ばなくなるなどの借金問題などに付け込みまして、反社会的勢力が関わってくるような問題があります。反社会的勢力を完全に排除することは

できるのかどうか、どのような対策を講じるのか伺います。

総務課長

議長。

議長

総務課長。

総務課長

本町としましても、ヤミ金や反社会勢力の排除に向けては、県の生活困窮者自立支援制度の周知等によって、生活の困窮に起因するヤミ金からの犯罪の未然防止に取り組んでいるほか、町の発注公共工事や行政サービスなどから排除する取組として、受注業者の指名基準や契約書に暴力団排除条項を組み込むなど、警察関係機関と連携し、全庁的に取り組んでおります。これからもこうした取組をしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

5 番

議長。

議長

河本議員。

5 番

反社会勢力といっても、彼らは表面的には反社だと分からないように合法的にビジネスをやっているんです。実際にはトラブルや問題が発生してからでないと、反社会勢力としての位置づけ、違法性が問えません。対策を講じても、反社会的勢力を完全に排除することは難しいのが現実だと思うんですが、そう思いませんか。

総務課長

議長。

議長

総務課長。

総務課長

その辺の判断というのは、それは当然警察と常に連携をとりながら、情報提供、また、情報把握に努めていきたいというふうに思っております。

5 番

議長。

議長

河本議員。

5 番

また、こういった舟券発売所ができれば、反社会的勢力の縄張り争いの火種になることが懸念されるんですが、中京圏、関西圏の抗争に巻き込まれないよう対策をどのように講じるのか、伺います。

総務課長

議長。

議長

総務課長。

総務課長

指定暴力団や広域暴力団を含めた全ての反社会的勢力を排除するためには、平時からの警察へのパトロール、また、取締り強化の依頼はもとより、警察の組織犯罪対策担当とも緊密な連携を図り、行政活動や地域活動からの暴力団排除に向けた取組を強力に推進する

		必要があるというふうに思っております。
議	5 番	議長。
	長	河本議員。
	5 番	これまで以上にそういったところへのコストはかかってくるというふうに考えておられるのだと思います。
		教育についても、青少年への悪影響は、青少年への教育的配慮に 関しての議論が必要になってまいります。日本では、賭博は勤労の 美風を損なうとして禁止されていますが、競馬など公営ギャンブル や類似する遊技であるパチンコなどが身近に存在しています。美浜 町にはパチンコ店が 1 件しかありませんが、公営ギャンブルの施設 が増えれば賭博に関するリスク教育を行う必要がありますが、どの ように考えているのか教育長に伺う。
教 育 長		議長。
議 長		教育長。
教 育 長		リスク教育ということでございますが、学校教育法の規定に基づ き、文部科学省によって定められました学習指導要領の中で、小学 校と中学校における体育、あるいは保健体育の時間に喫煙、飲酒、 薬物乱用等による依存に関する対処教育が示されております。町内 の小中学校におきましても適切に指導が行われているようでござい ます。
		町としましても、学校での健康教育を推進していく中で、賭博や ギャンブル等による依存症に関する対処教育についても取り入れて いくことは大切であるというふうに考えております。
		また、家庭教育を含みます社会教育の分野においても、青少年健 全育成の視点でそういった指導、啓発もさらに必要であるというこ とを考えております。
議	5 番	議長。
	長	河本議員。
	5 番	文化についても美浜町はボートの聖地として、ボートのまち美浜 の誇りを町民とともに築き上げてきました。国体のボート競技で、 福井県チームは天皇杯 6 連覇並びに皇后杯 4 連覇を達成しており、 ボート王国福井の冠は昭和 43 年の福井国体を契機として育んでき た町民レガッタなどの長年にわたる美浜町民の貢献があつてのもの

だと考えています。

久々子湖漕艇場で、漕艇（ボート）競技レガッタの文化を育んできた美浜町が、公営ギャンブルである競艇の場外舟券発売場建設を認めれば、ボートと言えは漕艇のイメージが競艇のイメージの町へと変わり、町のイメージダウンにつながります。ボートの聖地、ボートのまち美浜の誇り、町民が築き上げてきたブランドは、根底から破壊され、失われることになります。競艇の場外舟券発売場建設計画について、教育長の考えを伺います。

教 育 長
議 長
教 育 長

議長。

教育長。

町のイメージダウンにつながるのではないかなというように、かもしれないというようにございしますが、ボートのまち美浜は、1巡目の国体以降、裾野の拡大、競技力の向上、交流人口の拡大という3つの柱をもって、本町と福井県、そして、競技団体との強力なタッグによって50年以上にわたる歴史の礎の上に形成された確固たる地域ブランドと考えております。

既に町の誇りとしてボート競技は町民に浸透しておりますし、ボートイコール漕艇のイメージについては、今回の場外舟券発売所建設によって、ボートの聖地、ボートのまち美浜の誇り、町民が築き上げてきた地域ブランドが根底から破壊され、失われるということはないと考えております。

しかしながら、地域の青少年に対する教育への影響ということについては、十分に考慮していかなければならないと考えております。

5 番
議 長
5 番

議長。

河本議員。

行政側、教育長の答弁を聞いていますと、認めそうな雰囲気が漂ってくるなというふうにちょっと懸念しております。

教育長に聞きますけども、町長が競艇の場外舟券発売場建設計画に同意しようとした場合、自らの進退をかけて止める覚悟があるのかどうか伺います。

教 育 長
議 長
教 育 長

議長。

教育長。

本町の教育行政をお預かりする立場といたしまして、子供たちが

より安心・安全な生活が送れる環境になるよう、努めてまいりたいと考えております。

以上です。

5 番

議長。

議長

河本議員。

5 番

進退をかけて止めるとはおっしゃられないと、本当に不安ですね。協定の舟券発売所設置計画については、2019年6月に千鳥苑から設置の検討を求める依頼が坂尻区にあったといいます。美浜町には千鳥苑を含めて民間事業者が手がける観光商業施設が2か所ありまして、それ以外にも町の指定管理で運営するこるばも存在しています。人口規模からすれば十分過ぎるほどの観光商業施設の規模でありますけども、その上、道の駅まで整備されれば、観光客は分散し、売上げも上がらない。民間事業者としては本当に死活問題です。

さらには、新型コロナウイルス感染症対策による休業、対策費の増加、観光客の減少が直撃し、民間事業者が手がける観光商業施設の経営は相当厳しい状況です。

まさに道の駅の建設が、民間事業者が手がける観光商業施設の経営に危機を与えており、生き残りをかけた苦肉の策で集客力を上げるために場外舟券発売場設置計画を手がけているのではないのでしょうか。そう考えれば、町が進める道の駅建設が、公営ギャンブル、競艇の場外舟券発売場設置計画を呼び込んでいると言えます。

公営ギャンブル、競艇の場外舟券発売場設置計画は、民間事業者が手がける観光商業施設とのバランス、経営状況を顧みない道の駅建設、まさに町政の失策が町民に大きな不安を与えていると私は考えていますが、町の考えを伺います。

総務課長

議長。

議長

総務課長。

総務課長

道の駅整備は、北陸新幹線敦賀開業効果を引き出すための魅力アップ施設であり、町民が集い、交流を図るための地域活性化施設であります。既存の観光商業施設と連携し、それぞれの特色を生かした相乗効果により、町内にこれまで以上に集客を図ることを目的としていることから、既存の観光客のパイを取り合うようなものではないと、そのような御指摘には当たらないと考えております。

5 番
議 長

議長。
河本猛君。

5 番

言っておきますけども、観光集客について、道の駅で御迷惑をおかけするから、千鳥苑や坂尻区には公営ギャンブルの設置を認めてあげようかな、なんて発想が1ミリでも頭の片隅にあるんだったら、本当に大迷惑なのでやめていただきたい。一般的には、男性は公営ギャンブル、ばくちを容認する割合が高く、子育て世代や女性、若者は公営ギャンブル、ばくちに反対する割合が高くなっています。特に若い世代は、生まれたときから好景気や安定した経済状況を経験せずに、格差社会を生きてきたことから、安定を求めギャンブル、ばくちのようなリスクのある冒険はしない傾向にあります。

現在、公営ギャンブルの社会的必要性はなく、集客力は低下しています。公営ギャンブルを容認しているのは、私のような子育て世代よりも上の世代、高度経済成長やバブルを経験した世代、高齢者が多いというような傾向があります。若い世代というのは、お金持ちのおじいちゃんの暇潰しの道楽のために公営ギャンブルという社会的リスクを負いたくはないですよ。

今や競艇の舟券もスマホ、インターネット、ウェブで買える時代です。場外舟券発売所による観光集客、雇用の確保、財源収入、地域活性化なんていう絵空事は昭和世代の思考で考えが古過ぎます。通信機器が発達した令和の時代の経済、社会状況の中ではあり得ない幻想です。原発依存と言われる町が今度はギャンブル依存の町になるのか、漕艇レガッタのブランドを捨て、競艇の町になるのか、今、美浜町は重要な岐路に立っています。社会的リスクと社会的コスト、町民の絶望感のほうのはるかに大きくなることを行政には理解していただき、町長には競艇の場外舟券発売所の設置に同意しないよう、強く求めまして私の一般質問を終わります。

議 長

以上で、河本猛議員の一般質問を終わります。
次に、7番、川畑忠之議員の一般質問を許します。

7 番

議長。

議 長

川畑忠之君。

7 番

7番、川畑。

それでは、私の一般質問をさせていただきます。

1 つ目、地域あいあいほっとミーティングについて、5 つの項目に分けてお聞きしたいと思います。

1 つ目の地域あいあいほっとミーティングを開催して。

町長が町民との対話をされたのが、町長就任 1 年目の地域あいあいほっとミーティングです。現在 3 年目になり、町民との対話交流は、新型コロナウイルス感染症によるために少なくなってきております。これからいろいろと町民の要望を実行されていくことだと思います。

この町民対話は、前山口町長が、平成 11 年から毎年開催されていましたが、名称を地域あいあいほっとミーティングに改め、何回かに分けて開催されてきました。この名称には、町民と会い、町民同士が顔を合わせて、地域に愛情を持ってほしい。また、ホットな最新情報を伝えるとともに、町民の皆様と温かい雰囲気、まちづくりについて熱く語り合う場にしたいという思いが込められて開催されてきました。

私も議員として 4 年間携わってきて思うことは、この町民対話こそ、何につけても原点ではないかと感じています。今までの町民対話、これからの町民対話、対話による課題解決やその成果を今回はお聞きしたいと思います。

町民対話は 3 年間で多くの開催がありましたので、大きく分けて分かりやすい開催を説明させていただきますと、1 回目の最初になりますが、令和元年 7 月 4 日から 16 日にかけて、町内 4 会場において、町民対話の地域あいあいほっとミーティングを開催され、町民 289 人の参加がありました。

2 回目は、令和元年 8 月 24 日に、農林水産業や商工業等の各種団体と町長との直接対話を通して、意見交換等を行い、今後のまちづくり施策に反映することを目的に開催されました。

3 回目は、令和元年 8 月 28 日から、各区に町長が訪れ、集落における人口減少や空き家等の現状、将来の見通しを町から説明し、将来的な集落の課題や 20 年先を見据え、各集落で作成する集落元気プランについて意見交換をされました。町内の 37 集落を回り 1,000 人を超える町民が参加されました。

4 回目は、令和元年 10 月 8 日に、町内で精力的に活動している

若手商工業者らと意見交換を実施し、人口減少による影響や地域住民振興策、先進的な技術の活用等、商工業の枠にとどまらない幅広い議論が行われました。

5回目は、令和2年11月13日から20日にかけて、各地区を3つの会場に分けて開催されました。104名の参加が町のエネルギー政策などの主要な施策について意見交換がなされました。

6回目は、令和3年1月26日に、町内で精力的に活躍している女性の方々との対話で開催されました。子育て施策や女性の起業支援等について意見交換がなされました。

このほかにもありますが、3年間に於いて集落の人や企業の人たち、約2,000人との町民対話をされましたが、その内容についていかがでしたか。

戸嶋町政の発展に役立ち、その町民対話の回答としての事業展開はできておりますか、お伺いします。

議長。

町長。

ただいまの地域あいあいホットミーティングに関する御質問をいただいたところでございます。

このミーティングでございますけども、議員御紹介のとおり、気兼ねなく、ざくばらんに意見交換ができる雰囲気を醸成しながら、町民の皆さんとの対話を通して、町や地域の課題を共有し、町民と行政が知恵と力を出し合い、協働でまちづくりや集落づくりを進めることを目的として、御紹介いただいたとおり、開催させていただいたところでございます。私も議員がおっしゃっておられるように、まちづくりの原点であるというふうに考えているところでございます。

本年度でございますけども、これまでコロナ禍にありまして、実施を控えておりましたけども、機会を捉えて随時実施をしていきたいと考えておりました、今後もしっかりと町民の皆さんの御意見を頂戴しながら、町の政策に結びつけていきたいというふうに考えているところでございます。

今回、これに関するお尋ねを幾つかいただいたところでございます。詳細につきましては、担当課長からお答えをさせていただいた

町
議
長
長
長
町

7 番
議長

いと思います。

議長。

川畑忠之君。

7 番

町長の言われました、地域あいあいホットミーティングは気兼ねなく、ざっくばらんに意見交換ができる雰囲気をつくり、町民との対話を通して地域の課題を話す場としているというのがよく分かります。大事にしていることがよく分かったのです。それは柔軟な発想で集落の活性化を図れるように、支援制度の充実を図っておることですね、この町民への回答がなくては町の発展はありません。町長がいかに関心と多くの場で話をして、具体策を練っていくのか、大変な作業ですが、各集落の要望の落ち度がなく、満足度100%になるよう、事業展開をお願いします。

それでは、町民対話の内容についてお聞きします。

この町民対話でよく言われていたのが、集落の未来についての議論を深めていく中で、集落元気プランとしてまとめていて、行政としても集落の課題解消等に向けた支援の在り方を検討することにより、地域住民の皆さんと協働で住んでいることに幸せと誇りを実感できるまちづくりの実現につなげていけるように考えていると言われています。

私も、以前の一般質問で、20年先を見据え各集落で作成する集落元気プランについて意見交換をしているのは、故郷を大切に考える町長の気持ちがよく分かる施策だと感じております。今後も、集落別対話、地域あいあいほっとミーティングを頻繁に実施していったほしいと述べています。

当初から、町長の政策において、ふるさとを思う熱い気持ちと行動力で、磨くものは磨き、変えるものは変えることによってまちづくりを進め、新時代の美浜を開いていくと言われています。

まちづくりは、住んでいる人が幸せであることが第一であり、自然環境や地域のつながりなど、美浜の魅力を住民が感じ、郷土愛を育む取組を進めていき、そのためには、住民と行政が地域課題を共有し、協働で取り組む体制を強化することによってまちづくり推進力を高めることが不可欠だと言っております。

また、そのために、まちづくり推進力の3つの柱として、皆さん

も御存じの、住んでいることに幸せと誇りを実感できるまちづくり、夢と希望・活気あふれる産業を育むまちづくり、誰もが訪れたくなる・住みたくなる・応援したくなるまちづくり、この、3つの柱を着実に進めるには、がんばる美浜人や元気な集落パワーなどの町民の皆様の方が必要であると言っており、そのことを踏まえ、昨年度は各集落に赴き、未来を見据えた集落元気プランの策定をお願いしています。

その結果、現在18集落から、プランを策定されている動きがあるとお聞きしています。この集落からのプランの要望内容は、集落対話による成果によるもので、これから実行できるものとなっているのか、お伺いします。

町 長
議 長
町 長

議長。

町長。

ただいまの集落元気プランに係る要望の内容、それから、これに対して実行ができていくのかという御質問をいただいたわけですが、1問目の事業展開ができていくのか、このお答えは、課長のほうからまずさせていただいて、2問目の御回答も引き続きさせていただきたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

まちづくり推進課長
議 長
まちづくり推進課長

議長。

まちづくり推進課長。

質問の詳細に当たる部分につきましては、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、地域あいあいホットミーティングを踏まえた事業成果は、まだまだ途上の段階にあります。集落運営や子育て支援、空き家問題、防災に関する御意見等を昨年策定いたしました、町の政策のベースとなる総合振興計画に反映させていただくことができました。

また、各集落の課題を共有することや対話を通して作成された集落元気プランに基づき、これまでの制度に縛られるのではなく、柔軟な発想で集落の活性化を図れるような支援制度の創設をさせていただいたところでございます。

これからも町民の皆様と対話を重ね、町民の声を踏まえた事業の展開に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、集落の活性化につきましては、町長が常々申しておりますように、集落の発展なくしてまちの発展はないものと考えており、集落元気プランは人口減少、少子高齢化などの地域課題が山積する中、集落の皆さんが集い、集落の様々な課題を共有することで、集落機能をいかに維持、活性化していくのか、10年先、20年先にある将来を見据えた集落づくりを考え、実行していただくためのベースとなるものにしたいと考えております。

併せて集落元気プランでは、集落自ら取り組むもの、集落と町が一緒に取り組むもの、町が取り組むものに役割分担し、課題解決に向けた方向性を集落と町が互いに共有し、明確にすることで計画的かつ、機動的に集落づくりを進めたいと考えております。

なお、これまで18集落からプランが示されており、既に伝統文化の維持活動や集会所施設の整備など、集落元気プラン活動の支援事業により支援をさせていただいたものや、久々子湖における水上バイク等の迷惑行為に対する要望など、中長期的な観点から取り組むべきものもあり、引き続き集落や国、県等の関係機関とも協議しながら、プランの実効性を高めていきたいと考えているところでございます。

議長。

川畑議員。

集落の発展をなくして町の発展はないものと考えているとおっしゃったことは全くそのとおりだと感じます。現在の集落が機能して、維持していけるかは、行政がいかに集落の話を聞いてやれるかだと感じます。将来を見据えた集落づくりは大変難しいとは思いますが、本当にこの元気プランに集落の未来をかけていってもおかしくない事業展開だと感じます。なので、国や県との話もありますが、町がどれだけ親身になってやるのかにかかっておりますので期待してなりません。よろしく願いしたいと思います。

3つ目の人口減少による集落の今後についてですが、集落元気プランの要望にもあるのではないかと思います。集落別対話、地域あいあいほっとミーティングのときに、人口推移から見る美浜町の現状を、各集落分析シートをつくり、2040年に向けた人口推移のシミュレーションを説明してきました。

目標人口を7,900人としたものでした。そのために何をするのか。各集落における10年先、20年先を見据えた課題について、各集落で考えて集落元気プランにまとめることになりました。

37集落ある中で、現在18集落からプランが出てきていますが、残りの集落は、どのようになるのか、条件面で合わないところで終わってしまうのか、お伺いします。

まちづくり推進課長

議長。

議長

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長

さきにも述べましたように、人口減少、少子高齢化が進む中、集落機能の維持、活性化が大きな課題であります。その解決のためにも、町も頑張りますが、何といたっても集落自らが問題意識を持ち、立ち上がることが不可欠と考えます。その方向性が見える化したものが集落元気プランであり、あくまでも集落の自発的な意識により発展されたいと考えておりますが、各地区の公民館長等による地区別相談窓口の設置や集落別に担当職員を配置するなど、引き続きプランの策定や既存プランの充実、強化に向けた支援を推進していきたいと考えております。

7 番

議長。

議長

川畑議員。

7 番

あくまでも集落の自発的な要望でないと始まらないとおっしゃっていますが、集落の機能を維持していくだけで精いっぱい生活をしている集落は元気プランが出ていない残りの19集落かもしれません。細かく事由を把握した、気配りができる町であってほしいと思っていますので、それは先ほど聞いた内容でよく分かりますが、地区別相談や集落別に担当職員の配置などの取組を進めると説明されていきました。いいものができると思います。戸嶋町政にはなくてはならないものになると確信しておりますので、よろしく願いしたいと思います。

4つ目ですが、町民対話の今後についてです。

今年は、やはり新型コロナウイルス感染症による自粛生活でありましたので、なかなか開催されていないままですが、集落対話、地域あいあいほっとミーティングを原点とするならば、今後は開催されなければならないと思いますが、どのような内容と開催頻度はどうされる

のか、お伺いします。

まちづくり推進課長

議長。

議長

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長

今年度は、これまでコロナ禍にあり、実施を控えておりましたが、機会を捉えて適宜実施していきたいと考えております。

また、その内容につきましては、昨年度、町民の皆様と対話をさせていただきながら策定をいたしました、第五次美浜町総合振興計画後期基本計画の5つのキーワードに係る施策と、その取組状況などをテーマとして開催したいと考えております。

7 番

議長。

議長

川畑議員。

7 番

これまでの町民対応の内容と同じような感じで、第五次振興計画の後期基本計画の施策の内容を踏まえながら計画しているという話なので、そのとおりだと思いますし、それも期待しております。現在はコロナの収束したような感じですが、感染には十分気を付けて開催をお願いしたいと思います。

次に、集落元気プランによる空き家活用による憩いの場はできないのかについてですが、全国的な少子高齢化に追い打ちをかけるように空き家が増え、大きな問題となっており、空き家加速が止まらないのが現状であります。

美浜町においても、早くから空き家を活用した取組がされていて、その一つが、美浜の移住居住体験施設として黄舎を山上に整備しました。

また、西小学校の地域では、子供たちの実践活動の場として、町内の空き家を活用して、N i s h i 6 かふえに子育て世代の親子を招待して、手厚いおもてなしができるようにしています。

上野のみんなの茶ノ間八三六の古民家整備は、地域のつながりを深める場として、集落内の様々な課題を解決するためには、日頃から集落内での関わりを持つことが重要と考えて、集落問題の空き家、住民同士の関わりの課題解決のための手段として整備されました。

集落だけでなく、外からも人が集い、つながりを深める場所として活用されており、みんなの食堂、コミュニティカフェ（じょんかふえ）の開催、民泊の受入れなど、様々な取組を行っています。

このように、空き家に対しての集落支援制度があるのなら、37集落の中で、これを活用したい、今後考えたいということになれば、集落元気プランとして行政から提案してもいいのではないかと思います。

当然、集落元気プランで実施しようとしている事業費では、この空き家活用事業はできないかもしれませんが、町民の高齢者を守る生きがいのある生活として、あるいは住民が寄り合う場として、また、特産品づくり、地場産料理の伝承、農家食堂、いろいろな体験施設として、高齢者の見守り活動、各集落における規模的には大小ありますが、憩いの場をつくってあげることだと思います。

集落には地区公民館がありますが、公共施設では自由に考え、活動することができません。福井県においても、古民家に人が集う場所として、空き家活用事業がたくさん出されています。

地域の活性化は、地域住民同士の強いつながりができるように支援してこそ、価値があると思います。今後の地域振興のためにも進めていただきたいと思います。町長にその考えをお伺いします。

町
議
長

議長。

町長。

ただいまの空き家を活用した憩いの場の整備についての考えをお尋ねいただきました。

第五次総合振興計画におけます重要なキーワードの一つでございます地域力向上の主な施策といたしまして、地域コミュニティの充実を位置づけております。地域住民の強いつながりは、地域の振興や安心して暮らせる地域づくりのために必要なことであるというふうに考えております。町内におきましても、空き家を活用し、地域が主体となって活動が進められております。麻生区での山野草の家や、上野区でのみんなの茶の間八三六では、多様なコミュニティが形成をされておりました。こうした事例からも、空き家を活用した集いの場の整備は、地域力向上に有効な一つの指標であるというふうに考えているところでございます。そのため、町といたしましても、このような活動が広がっていくように、事例の紹介など、周知をしていきたいというふうに考えておりますけれども、まずは集落において意識が醸成され、集落元気プランに搭載をされるなど、自発

的に取り組んでいただける体制が、これが整えば、町といたしましてもそのプランの実現等のために様々な事業を活用し、強力に支援をしていきたいと考えているところであります。

7 番
議 長

議長。

川畑議員。

7 番

話の中にも地域コミュニティの充実を図ること、これをどのように進めていくのか、そう簡単にはできるものではないと考えております。私が質問する憩いの場は奥が深いものと考えておりますし、こういう場が増えれば、集落住民のより強いつながりができて安心して暮らせる集落になるのではないかと思います。やってみなければ分からないところがありますが、今まで取り組んできた空き家活用事業を見ておりますと、大変潤っているように見えます。町としては集落の自発的な取組からとよく言われますが、それだけではなく、行政の自発的な集落に対しての注文として進めていってほしいということを切にお願いします。こういう元気プランからの美浜町の地域おこしが盛んになってきますので、住んでいてよかったと思う町、住みたくなるような町として、美浜町の行政と戸嶋町長の発信力に期待いたします。よろしくお願いします。

それでは、大きい2番、原子力防災訓練の実施について質問いたします。これも7項目に分けて質問いたします。

本年の10月29日、30日にかけて、福井県が主催する原子力防災訓練が実施されました。

美浜発電所3号機が若狭湾を震源とした地震により、外部電源を喪失して、その後、3号機において原子炉冷却材の漏えいが発生、さらに設備故障等により、非常用炉心冷却装置による原子炉への全ての注水が不能となり、全面緊急事態となり、放射性物質が施設外に放出される事態を想定した訓練であります。

参加機関は、国、福井県、滋賀県、岐阜県、美浜発電所30キロ圏内の県内市町（7市町）、自衛隊、消防、電力事業者が関わりました。

今回の訓練では、美浜発電所が対象のため、町内全域が訓練対象となりました。

29日は、役場やオフサイトセンターでの図上訓練を実施し、3

0日には、P A Z 圏（丹生・竹波・菅浜）及びU P Z 圏（耳地区）住民の広域避難訓練、また、その他地区においても屋内退避訓練等を実施しました。

令和3年1月に、内閣府によって策定された、美浜地域の緊急時対応（広域避難計画）や町の美浜町広域避難計画では、原子力災害が発生した際、確実に30キロ圏外の避難場所を確保できるよう、広域避難場所としておおい町と大野市に定めています。

今回の訓練ではおおい町を避難先として、マイカーやバスのほか、船舶やヘリコプター等による一時避難を計画しました。

また、訓練当日には、防災情報伝達システム（戸別受信機・屋外拡声子局・防災アプリ）や行政チャンネル、緊急速報メール等による広報訓練も併せて行われました。このことについて質問していきたいと思います。

1つ目の住民の避難先についてですが、本当の有事のときは、美浜発電所のP A Z 圏及びU P Z 圏の市町（美浜町・敦賀市・若狭町・小浜市・南越前町・越前市・越前町）の7市町の住民避難が実施されますが、美浜町においては、おおい町・大野市の避難ルートがあるのですが、どのような条件になったらどちらに避難が決まるのか、分かっているようで分かってないかもしれませんので、説明をお願いします。

町
議
長

議長。

町長。

ただいま原子力防災訓練に関する御質問をいただいたところでございます。以降、幾つかの質問をいただいておりますけども、この訓練に関しましては、町民の皆様を初め、国、県及び関係市町、機関の御理解と御協力を得て実施できましたことに対し、改めてお礼を申し上げたいというふうに思っております。

今回は、美浜地域の緊急時対応策定後、また、美浜3号機再稼働後において、初めての訓練実施となりまして、町民の皆様の原子力防災への関心が高まっている中で、計画の実効性を検証するための様々な取組が実施されたところでございます。

町内外の現地におきまして、感染症流行下での防護措置、福祉施設での要支援者の受入れ、スマートフォンを活用した情報伝達など

の新たな取組を確認させていただいたところでございます。

その中でも、とりわけ災害時には、災害状況の把握や各自がとるべき行動の確認など、町の災害対策本部と住民とのリアルタイムでの情報共有、これが重要であると感じたところでございます。訓練の評価はもとより、住民の皆さんの声を踏まえながら、安全・安心につながる取組を今後とも充実、強化をしてまいりたいというふうに思います。

川畑議員も一町民としてこの訓練に御参加をいただきました。今回、訓練に関するお尋ね、幾つかいただいておりますので、詳細につきましましては、冒頭申し上げましたように、担当課長からお答えをさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

議長。

エネルギー政策課長。

それでは、御質問につきまして、私のほうから回答させていただきます。

本町において、原子力災害発生時に、屋内退避や避難等の防護措置が必要となる対象プラントにつきましましては、美浜発電所を初め、30キロ圏内に位置します、高速増殖原型炉もんじゅ、敦賀発電所、おおい発電所となっています。

これらの対象プラントにおいて、原子力災害が発生した場合、国の防災基本計画に基づきまして、国、県、町及び実動機関等によって構成される現地事故対策連絡会議が放射性物質放出時の風向き、自然災害等による道路の被災状況、受入れ市町の状況等を考慮しまして、指定避難市町でありますおおい町、大野市のいずれかを避難先として決定するものでございます。この決定に基づきまして、町が避難先や避難ルートを住民にお知らせするという事になっております。

なお、指定避難市町への避難が困難となった場合につきましては、国の防災基本計画に基づきまして、国及び県内、または、関西圏の自治体等、代わりの避難先を確保するという事になってございます。

以上です。

議長。

エネルギー政策課長
議長
エネルギー政策課長

7 番

議長	川畑議員。
7 番	今、現地事故対策連絡協議会と言いましたか、言いましたね。これって今、初めて聞くような言葉なんですけど、これはあれですか、美浜の緊急対策本部のものと同じような、並行したものなんですか、ちょっと内容を教えてくださいか、内容というか、どういう会議なのか、ちょっと分かれば、今、分かれば教えてほしいんですけど、分かりますか。
エネルギー政策課長	議長。
議長	エネルギー政策課長。
エネルギー政策課長	現地事故対策連絡会議についてのお尋ねということでございますけども、こちらにつきましては、関係地方公共団体等との情報共有であったり、対応準備等のために、佐田にありますオフサイトセンター内に設置される機関でございます。
	こちらにつきましては、内閣府の大臣官房審議官が議長となりまして、関係するところが集まって協議するというものでございます。
7 番	議長。
議長	川畑忠之君。
7 番	初めて聞くような感じなので、この会議がどっちに、おおい町か大野市に逃げようかという話を決めるというんですけど、それって実際どれくらいの時間がかかるのかという、時間的なことの訓練としては何時間を想定するかというのは分かりますか、今、ちょっと難しいですか、分かりませんか、まあ、いいです。
	じゃあ、風向きによってどちらでもいいときっていうのがありますわね。美浜発電所で、例えば大野市に避難してもいい、おおい町に避難してもいいというようなことになれば、どちらを優先するか、これははっきりしていますかね、ちょっとお聞きします。
エネルギー政策課長	議長。
議長	エネルギー政策課長。
エネルギー政策課長	そちらにつきましても、現地事故対策連絡会議のほうで方針等を決めまして、決定するというところでございます。
7 番	議長。
議長	川畑議員。
7 番	今、課長の返事では、それは返事できないということなんですか

ね。要は、避難先が放射能の放出、風向きを考えると、南風で日本海に放射能が行ったと。こちらには全然影響はない。でも、いつか来るから避難せんなあかと。そうしたときに、おおい町と大野市と、どちらを優先するか、それはそのときじゃないと分からないということですのでよろしいんですか、どうですか。

エネルギー政策課長

議長。

議長

エネルギー政策課長。

エネルギー政策課長

町のほうでは判断がちょっとできません。こちらの現地事故対策連絡会議等の協議の中で決めて、決定されたことを住民の方に周知のほうをさせていただきたいと思います。

7 番

議長。

議長

川畑議員。

7 番

要はそのときになってみないと分からないと。町長が緊急対策本部の本部長としておるけど、町長の意見じゃなしに、全体の国やらの意見を聞きながら、オフサイトセンターで聞きながら方向性を決めるということですのでよろしいですね、分かりました。

じゃあ、次にいきます。

3つ目は、住民避難訓練の区域についてですが、今回の避難訓練区域は、5キロ以内のPAZ圏の丹生・竹波・菅浜の3区がまず避難し、その後に30キロ以内のUPZ圏の耳地区全域にわたり避難しました。合計193人だと思います。

山東地区や西郷地区の一般住民も避難訓練をしましたが、おおい町の避難はしませんでした。

美浜町全域から、おおい町に避難をしたほうが、本当の有事のときには役立つと思いますが、なぜ耳地区だけだったのか、ちょっと御説明をお願いします。

エネルギー政策課長

議長。

議長

エネルギー政策課長。

エネルギー政策課長

住民避難訓練の区域についてということで御質問いただきましたのでお答えさせていただきます。

町の広域避難計画では、小学校区を基本といたしまして広域避難の実施単位を定めておりますが、UPZにおける一時移転や避難の指示は、この対象区域における空間線量率の基準数値への到達及び

その後の上昇見込みを考慮いたしまして判断することになっております。

今回の訓練では、美浜発電所の全面緊急事態が継続し、放射性物質が放出される事態に及んだが、中央小学校区においてのみ、空間線量率が基準値に到達し、その後も継続するケースを想定して、耳地区に避難指示、その他の地区については屋内退避としたものであります。

訓練では町内全域において、多くの町民が避難訓練に参加することで、より多くの成果が得られるものと考えますが、平常時でもあり、経済活動も行われていること、訓練規模、参加者の安全確保、町民や避難受入れ自治体への負担等を考慮する必要もあることから、実施規模を学校区単位としており、対象地区を変えながら実施しているところでございます。

こういった訓練を継続して実施することで、実効性の向上を図っていきたいと考えております。

議長。

川畑議員。

多くの避難訓練を実施することで、本当の有事のときの避難が安全で完璧に執り行えれば言うことはありません。参加者の安全確保は最優先ですし、自治体の負担は住民を守るためには当たり前であって、本当の有事のときの危機感を持って対処していただきたいと思います。

実際避難するときにバスを用意できない状態が続いたなら、個人的に自家用車での乗り合いで避難をするのが一番になってくるはずです。美浜町全域でのバスなしの自家用車だけの避難訓練もあってもいいのではないかと思います。訓練方法を変えながら今後の避難訓練に期待いたします。よろしくをお願いします。

次に、住民避難訓練の安定ヨウ素剤の服用についてですが、UPZ圏の避難者、今回は耳地区の住民ですが、美浜町総合体育館に立ち寄り、駐車場に待機している職員から安定ヨウ素剤の服用がありましたが、この時間帯がもったいなく思うのです。わざわざ被曝地の美浜町でヨウ素剤を服用しなくても、美浜を脱して避難先までの間で安定ヨウ素剤の服用をしたほうがいいのではないかと思います。

その理由は何か、お伺いします。

また、今回、避難先までの避難ルート方法で、P A Z 圏の住民、丹生、竹波、菅浜は、高速道路を使っていますが、U P Z 圏の住民、耳地区は、国道 2 7 号線を使うようになっているのはなぜか、お伺いします。

エネルギー政策課長

議長。

議長

エネルギー政策課長。

エネルギー政策課長

それでは、2 つ御質問いただきましたので、それぞれ説明させていただきます。

まず、1 つ目の安定ヨウ素剤の配布、服用につきましては、国の原子力災害対策指針に基づきまして、原則として P A Z では事前配布、U P Z では災害時における国からの指示に基づき、一時集合施設等で配布、服用することとしてございます。

発電所から近距離であります P A Z は、事故の急速な進展を想定し、放射性物質が放出される前に避難が指示されるのに対し、U P Z では、放射性物質が放出された状況においても、屋内退避を原則とし、周辺の空間線量率に応じて、一時移転、または避難を実施することとしています。

今回の訓練で想定されました、1 時間当たり 2 0 マイクロシーベルト以上で判断される一時移転につきましては、人体への影響が少ないとされるものの、自然放射線や医療に伴う被曝以外の無用な被曝を避ける観点から、1 週間程度内に避難を実施することとしており、また、避難につきましては、一時移転からさらに放射線量率が上昇し、1 時間当たり 5 0 0 マイクロシーベルト以上となった場合に、数時間から 1 日以内に避難を実施することとしているため、P A Z と比較しまして時間的に猶予があるとされております。

安定ヨウ素剤につきましては、放射性ヨウ素が甲状腺に蓄積し、内部被曝することを防ぐための者であります。適切なタイミングでの配布、服用が重要となります。安定ヨウ素剤の服用効果が最も高いのは、放射性ヨウ素を吸入する 2 4 時間前から吸入後 2 時間前までであるため、町外に避難してからでは服用効果が低くなるとともに、避難開始後はルートが分散することから確実な配布が困難となります。

以上のことから、避難を開始する際の一時集合施設での配布、服用が確実かつ効果的であるということがありますから、UPZにおきましては、国の指示に基づきまして、町内一時集合施設での配布、服用による訓練を実施しているところでございます。

ただし、災害時において、一時集合施設等での配布時間が確保できない場合や配布体制が整備できない場合につきましては、避難経路上で配布するということになります。

また、2つ目の避難ルートに関する御質問でございますけれども、今回の訓練では町の広域避難計画において定められております避難ルートにより避難のほうを実施しております。

このルートは全町民が即時避難を開始する場合を想定したものでございまして、各集落が避難先までできる限りスムーズに避難できるよう考慮して設定しておりますが、原子力災害時には、避難区域や道路の状況によりまして、国や県と情報を密にしながら、最も効果的な、効率的な避難ルートを設定いたしまして、町から住民の皆さんにお教えするということとしております。

以上でございます。

7 番

議長。

議 長

川畑議員。

7 番

原子力災害の被害の状況に応じて、時間的余裕があれば、町内で配布して、時間がなければ、避難してからの配布の計画もできるということでもよろしいんですね、分かりました、どちらもできるということ、どちらもできるということならば、今後の避難訓練では、体験するに当たり、町外に避難してからの配布でもいいのかなと、そういうのがあってもいいのかなと思いますので、ひとつ考えてみてください。

避難ルートは道路状況に応じて指示されるとおっしゃいましたが、効果的な避難ルートが幾つもあるのなら、訓練する町民全体でどちらも使えるようにするのが体験であり、訓練であると思うので、これからの訓練では、いろんな体験ができるようお願いしたいと思います。

5つ目のスクリーニング・簡易除染についてですが、避難指示が出た場合、避難の途中の30キロ付近で、スクリーニング（避難退

域時検査)・簡易除染会場を経由して避難所に向かいますが、スクリーニング会場では、本当の有事のときと同じ係の者、県職員や町職員、民間企業で対応していくのですか。また、通過証を配布していましたが、絶対に必要なものなのか、伺いたいと思います。

エネルギー政策課長

議長。

議長

エネルギー政策課長。

エネルギー政策課長

お答えいたします。

スクリーニング除染につきましては、放射線測定器を使用した作業など、放射線に関する専門的知識が必要となることから、原則として知識、技術を有した県職員、電力事業者、自衛隊等の実動機関が実施する計画となっています。

放射性物質は人の五感で感じることができず、付着していても気づくことができません。スクリーニングは避難施設に到着する前に、放射性物質による汚染の有無、程度を確認するものであり、避難者は汚染による被曝、避難施設等への放射性物質の持込み、区域外への拡散等を防ぐため、検査はもとより、結果に応じた除染作業を必ず受ける必要があります。

また、検査結果が基準値以下の場合に発行されます通過証につきましては、避難施設に入る際に汚染がないことを確認するためのものですので、必ず必要となるというものでございます。

7 番

議長。

議長

川畑議員。

7 番

放射線測定は専門的な知識が必要で、専門的な作業員による除染が必要ということなのですが、実際に小浜公園でそういう人たちが集まってスクリーニング、除染をやっていたので、実際、ほんまに専門員がおって、本当に訓練をしたのか、それとも、県の一般の人がいて、町職員はいなかったと思うんですけど、本当にそのときだけの、今回の訓練だけの人に来てやっていたのか、実際の本当に有事があったときの専門家はそこにはいたのかいなかったのか、ちょっとそれをお聞きしたいんですけど、いましたかね。

エネルギー政策課長

議長。

議長

エネルギー政策課長。

エネルギー政策課長

小浜市総合運動場でスクリーニングを行っておりました。そちら

につきましては、町職員のほうではしておりません。県のほうが専門の担当課の職員ということで、そこで従事していたということは聞いてございます。

7 番 議長。

議長 川畑議員。

7 番 その場所に関しては県が担当しておったから、美浜町は直接は関係なかったかもしれませんが、今回の訓練の中で、私がいろいろおおい町まで行った中では、この場所が一番緊張感がなく、分かりにくい作業工程で、中身が分かっていない担当職員、県の職員がいたような感じがします。もうひどかったですね。もう少し専門的に準備したほうが、分かる対応にして、専門的な作業員がいかにも除染するという担当で、確実に汚染していないことを分かりやすくしてほしかったというのが一つのあれです。

中には、汚染された車もあり、大規模な除染作業の工程も見れるように、本当に汚染されていたらこういうふうにするんですよというような訓練も見せてほしかったということが第一です。

今後の訓練ではどのように誘導して、スクリーニング、除染を緊張感が入った工程にするのか、もう一度考えてほしいと思います。

通過証についても、絶対に必要なものなので、大切に車の見える場所に保管してくださいでは何とか言われませんでした、そんなことは。どうしても緊張感がなかったような感じでありましたもので、その辺は県と避難した人間の話の内容がちょっと食い違うところがあるかもしれませんので、少しちょっと助言をお願いしたいということでもあります。

次に、住民避難訓練の最終避難所の対応についてですが、到着したときには、美浜町の職員がたくさんいましたので、安心して避難訓練ができましたが、実際の有事では、あれだけの町職員の人数が担当してくれるのか、本当かどうか伺います。美浜町に残り、避難誘導をしたり、一緒に避難するのではないのかと思いますので、その辺をちょっとお伺いしたいのですが。

エネルギー政策課長 議長。

議長 エネルギー政策課長。

エネルギー政策課長 それでは、今の御質問につきましてお答えさせていただきます。

原子力災害時におきまして、最も重要なことは、放射性物質による被曝を防ぐということでございます。このため、災害時におきまして、町職員は町の地域防災計画及び広域避難計画等に基づきまして、国や県と情報を共有しながら、町民の確実な防護措置の実行に全力を尽くす必要があり、町災害対策本部、現地災害対策本部を初め、町内での災害対策が中心となります。

今回の訓練では、避難者の随行や避難先での受入れ等に多くの町職員が関わっておりますが、原子力災害発生時に広域避難を実施する場合には、避難所の開設や受入れにつきましては、原則として避難先市町が主体となりまして実施するということになっております。

既に避難先市町におきまして、避難者受入れマニュアルが整備されておりますし、避難先市町の職員に受入れ対応をしていただく計画であるため、今回の訓練におきましても、町からの避難訓練と併せまして避難先市町におきましても、受入れマニュアルに基づきまして避難所の開設、避難所の受入れ作業に尽力をいただいたところでございます。

受入れマニュアルでは、避難先市町において、避難者の受入れがおおむね完了し、本町による避難所での運営体制が整った段階で、避難先市町と協議し、本町職員が避難所の運営に関する業務を引き継ぐということになってございます。

町といたしましては、災害時において、町外へ避難される住民の皆様に安心していただけるよう、今後も引き続き避難先市町と連携を密にし、避難先市町での対応を検討していきたいと考えております。

以上です。

議長。

川畑議員。

やはり町職員は、本当の有事のときには、美浜に残っていなければならないというのが分かりました。町の災害対策本部の対応、現地の災害対策本部の対応、町内の災害対策の対応に追われるということですのでよろしいですね、町の職員は。分かりました。それなら、町民は自分たちの力で避難誘導をしていきながら、みんなで避難していかなければならないということですね。もちろん我々議員も地元

7 番
議 長

7 番

に帰り、地元の人たちと、あるいは町民としっかりと歩調を合わせて、一緒に避難誘導の作業に当たり、避難をしていかなければならないと思います。行政でよく言われる、自助、共助の言葉はこのようなときに使わなければなりません。それには、地元集落の自主防災組織が必要になってきます。何事においてもこの組織が大きく、強くなれば、安心・安全に町民が避難できる体制ができるようになります。美浜町の37集落のうち、今の20集落が組織がつくられています。もう少し頑張って増やしていき、安全・安心な防災対策を広げていきたいですし、行政の支援をお願いいたします。

それでは、7番目の住民避難訓練の関西電力株式会社の対応についてですが、家から美浜町総合体育館でも、小浜市運動公園でも、おおい町名田庄体育館でも、関西電力の社員はあんまり見ませんでした。

美浜発電所3号機の想定事故において、当事者として、訓練のときから協力をしなければ、本当の有事のときには役に立たないと思います。

なぜもっと積極的に関わってこないのか、幾らでもいろんなところで協力はできると思いますが、いかがですか。

我々が町内の地元において、避難誘導や避難をしているときには、もう避難して美浜町にいなくなるのか、このようなことを行政はどう思っているのか、どのような打合せで対処しているのか、お伺いします。

議長。

エネルギー政策課長。

それでは、私からお答えさせていただきます。

発電所事故による原子力災害発生時におきまして、電力事業者であります関西電力の責務は、第1に発電所の事故制圧と、正確な状況把握であり、同社社員はその責務を最優先に対応することとしております。

今回の訓練におきましても、事前に打合せのほうを行っておりますし、国、県、町への報告のほか、オフサイトセンターでのプラント班としての活動、スクリーニング会場での作業等のほかに、同社において、独自に事故制圧や情報共有訓練が行われるなど、対応も

エネルギー政策課長

議長

エネルギー政策課長

されており、災害発生時には、同社社員がおのものの役割に応じて業務に取り組まれます。

原子力災害時には、情報の共有はもとより、それぞれの防災計画に基づく防災業務を着実に実施することが重要であると考えております。

7 番 議長。

議長 川畑議員。

7 番 関西電力独自で事故制圧訓練や情報共有訓練を行っているということによろしいですか。災害発生時には役割に応じた業務を執り行うということで、あくまでも関西電力株式会社と美浜町は別々でやっていかなあかんということによろしいですか。これ、ちょっと、まあ、いいですけど、別々に防災業務を実施するということが重要になってくるというような言い方だと思うんですけど、それでにおいても、実際今回の避難訓練では、関西電力はスクリーニング会場での作業だけで、あとはもう関西電力の独自の避難業務に当たっていたということですけど、協力としてもらうところは、訓練としてはそこだけでよろしいということでもいいんですか。ちょっと僕はもう一度聞くんですけど、今回の訓練の中では、スクリーニングのところに関西電力職員がいたという話なんですけど、全体的に合わせて実際のようなことでそこだけでよろしいということなんですか、よく分からない、ちょっと。

エネルギー政策課長 議長。

議長 エネルギー政策課長。

エネルギー政策課長 説明がちょっと不十分で申し訳ありません。今回の訓練につきましては、29日と30日の2日間にわたりまして、避難訓練につきましては30日なんですけれども、29日と30日はオフサイトセンターでのそういう訓練がございまして、その中で、関西電力はプラント班という形で訓練のほうをしております。それで、2日間にわたって訓練に参加いただいているということでございます。

7 番 議長。

議長 川畑議員。

7 番 その避難訓練で、関西電力が当事者である事故があった場所は、そっちはそっちでやりながら、行政は行政でやっていくというやり

方が一番スムーズに進むというのならそれでも結構なんですけど、我々としては、関西電力に対して風評被害が、何で事故を起こしたんやとか、そういう言葉が出てこないような、対処としてはやはり目に見えるところにいてもらったほうがもっと分かりやすかったかなと思うもので、今後訓練の内容はもう少し考えながら取組をお願いしたいということを願います。

それでは、次に、3つ目の第五次美浜町総合振興計画による本年度の政策について、これは2つの項目に分けて質問していきます。

1つ目、後期基本計画についてですが、美浜町の総合振興計画は、中長期的な展望に基づき、まちづくりの将来目標を示すとともに、町政を総合的、計画的に運営するために、各分野における計画や事業の指針を明らかにするものであります。

この計画は、基本構想・基本計画・実施計画により構成され、計画期間は、基本構想が10年、基本計画が5年、実施計画が3年とし、後期基本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間としています。

本年4月に、総合的な施策を推進するため、第五次美浜町総合振興計画のうち基本計画部分を見直し、後期基本計画を策定されました。

近年、時代の潮流とともに、美浜町を取り巻く環境変化が激しくなり、人口減少や少子高齢化が加速すると予想されております。また、地域社会や経済活動の担い手不足、社会保障費の増大等の影響が懸念されています。

地域経済は、世界情勢の変化に大きく影響される時代となり、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行は、経済活動における一つの転換点となっています。

環境問題については、低炭素社会の構築や自然との共生等、環境への課題に対し、これからもエネルギーと生きるまちとして、再生可能エネルギーの利活用も含め、長期的なビジョンに基づいた施策推進が求められています。

これからのまちづくりでは、主役であるひとが活躍し、ひとがつながることによって、地域がつながり、絆が深まり、ひとが集うことで、交流・活動の輪が広がるとしています。

今回の、後期基本計画では、限りある人員や予算を集中させながら、効率的・効果的に施策の実現を図るために、主要施策の中から優先して取り組むべき施策を絞り込み、その方向性を明確にして、計画期間中において集中的に取り組むこととしていますが、これらの内容を踏まえながら実行するにも、今の美浜町には課題があると思いますが、その課題は何なのかお伺いします。

町
議
長

議長。

町長。

ただいまの第五次美浜町総合振興計画についてのお尋ねをいただいております。ちょっと時間がないようでございますので、全体的なお話をちょっとさせていただければなというふうに思います。

まちづくりでございますけれども、突発的、あるいは短期的に対処すべきもののほか、中長期的な観点に立ち、計画的に対処すべきものがございます。その方向性を明確に示したものが総合振興計画でございます。

この総合振興計画では、町の施策推進の道しるべ的存在でございまして、今回の改定に当たりましては、行政サイドはもちろんのこと、協働のまちづくりを進めている観点からも、多くの町民の皆様にも分かりやすいものになるよう、配慮したところであります。

その大きな視点が人口減少対策やにぎわいゾーン整備を初めとした5つの優先施策でございまして、まちづくりの方向性をより分かりやすく示すことができたというふうに考えてございます。

こうしたまちづくりの方向性をしっかりと示すことで、町民の皆様の御理解が深まり、様々な形でまちづくりに参加いただくことにつながれば、町の将来像であります、美し美浜の実現につながるものというふうに考えているところでございます。

今後、あらゆる機会を捉えまして、この計画を基に、町の課題や目指すべき方向性を町民の皆さんや地域、団体、事業者の皆さんと共有をいたしまして、皆さんの積極的な施策への参画を賜りながら、機動的なまちづくりを進めていきたいなというふうに考えてございます。幾つか質問をいただきましたけども、こういった思いで私、まちづくりを進めさせていただきたいなというふうに思いますので、どうかまたよろしく願いいたします。

7 番 議長。

議長 川畑議員、時間が過ぎておりますので、最後の発言にしてください。質問はなしで、終わりの発言をしてください。

7 番 魅力ある産業と働く場の創出というのが中身にありましたもので、その中で、美浜の発電所の 1・2 号機はもう廃炉になりましたので、経済が衰退していると。でも、3 号機が再稼働したから、少しは戻ってきたやろうということで、今ありますけど、我々は新增設、リプレイスというのをやはりこれから要望していかなあかんと思いますし、そのことによって、経済が少しでも立ち上がるなら、望ましいことだと思いますので、今後、それに向かって頑張ってやっていきたいということをちょっと言いたかったんですけど、時間がないのでこれで終わります。

議長 ありがとうございます。

議長 以上で、川畑忠之議員の一般質問を終わります。

これより休憩いたします。

引き続き、一般質問は午後 1 時から再開いたします。暫時休憩いたします。御苦労さまでした。

(休憩宣言 午前 11 : 55)

議長 再開いたします。

(再開宣言 午後 1 : 00)

議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、6 番、辻井雅之議員の一般質問を許します。

6 番 議長。

議長 辻井雅之君。

6 番 6 番、辻井。

議長 議長の発言許可をいただきましたので、事前通告に従い、一般質問を行います。

去る 10 月下旬の衆議院の解散頃から、コロナ感染者の数が不思議なくらいに激減し、3 桁あった東京での数字も今は 1 桁の低い数字になっています。福井県でも感染者がゼロの日が 20 日間以上、連続しており、規制も緩和されてきました。

しかし、また変異株のオミクロン株が昨日発生しておりまして、日本にも感染者が外国から帰っております。コロナと人間のいたち

ごっこが続いております。

今日は12月1日で、今年も残すところあとちょうど1か月となりました。来年こそコロナに打ち勝って、Vの字宣言をするために、みんなで気を引き締めて、寒さとウイルスも吹き飛ばしていきましょう。

さて、今回の私の一般質問ですが、町の交通と道路に関するインフラ整備とそれに伴う観光振興について質問いたします。

今さらですが、インフラの言葉はよく聞いたり使ったりしますが、いま一度、意味を復習して、広辞苑を引くと、インフラとはインフラ・ストラクチャーの略とあり、道路・鉄道・港湾・ダムなど産業基盤の社会資本のこと。最近では、学校・病院・公園・社会福祉施設など生活関連の社会資本も含めていうとあります。簡単に言えば、私たちの生活を支える基盤のことになります。

そこで、最初に町の交通・道路のインフラ整備について質問します。

近年の交通・道路のインフラ整備では、平成26年に嶺南6市町をつなぐ舞鶴若狭自動車道が全面開通し、大変便利になりました。これも早い段階の全面4車線化が望まれます。敦賀半島では、西海岸側には制圧道路が完成し、町内の北田と竹波間がほぼ直線道路で結ばれ、安全と所要時間の短縮が図られました。敦賀半島の先端の敦賀市白木と浦底間の長いトンネルが開通し、地元では生活道路としても大変便利になったことと思います。

ところで、身近なところで少し私も頭を傾けることがあります。それは河原市から郷市にかけての国道27号の歩道拡幅工事を行っていますが、一向に終わりません。一体いつまでかかっているのかと住民の声も聞こえてきます。工事の所管は国土交通省だと思いますが、先方に強く催促を行っているのか、また、遅れている原因は何かお聞きします。

また、関連で建設中の道の駅、はまびよりと役場を結ぶ道路を初め、コンパクトシティの道路インフラ整備は計画どおりに進んでいるのかをお聞きいたします。

町長
議長

議長。
町長。

町 長

ただいまの町の交通・道路インフラの整備と、それに伴う観光の振興についてという大きな項目で御質問をいただきました。

令和6年春の北陸新幹線敦賀開業は、嶺南地域はもとより、町の振興にとって100年に1度のチャンスというふうに言われております。本町ではこの開業効果をしっかりと受け止めるべく、町の総合振興計画に優先施策といたしまして、北陸新幹線敦賀開業、にぎわいゾーンの整備を位置づけまして、周遊滞在型観光を強力に展開し、交流人口の拡大を図ることで、町の活性化につなげるべく事業を推進しているところでございます。

これまで三方五湖観光の魅力アップ事業やにぎわいゾーンの整備などを進めているところでございますけども、その効果をさらに高めるため、こうした観光資源をつなぐ交通インフラの整備や運用はもとより、敦賀駅から小浜線を含めた2次交通、3次交通の整備が不可欠でございまして、国や県、嶺南市町、事業者が連携、一体となって実効性のある事業の実施に向けまして、実証事業や検証など、現在進めているところでございます。

今回、こういったインフラの整備状況や運営管理など、御質問を幾つかいただきましたが、詳細につきましては、担当課長よりそれぞれお答えさせていただきますので、よろしくお願いします。

土木建築課長

議長。

議 長

土木建築課長。

土木建築課長

それでは、個々の道路事業につきまして、御回答させていただきます。

まず、国道27号、美浜町河原市郷市地区歩道整備事業は、平成23年度に事業化されたものでありまして、郷市地区三軒屋交差点からAコープまでの延長1,690メートルにおきまして工事が進められております。現在の用地の取得率が91%、工事の進捗率が57%となっております。道の駅、はまびよりより関連区間を除く一部区間におきまして、地権者の合意がまだ得られていない箇所もございますけども、事業計画に基づきまして、令和5年3月の供用開始に向けまして、事業主体であります、国土交通省はもとより、町も一体となって事業の進捗を図っているところでございます。

なお、現在、事業区域より東側、Aコープから佐柿までの0.9

キロの区間におきましても、令和３年度に事業化されまして、現在、調査が進められているところでございます。

次に、にぎわいゾーンにおけます道路整備について申し上げます。

美浜駅から国道までの県道、美浜停車場線の改良工事におきましては、各種協議が整い、既に着手しているところでございます。

また、道の駅、はまびよりと役場を結びます、町道駅前線につきましては、町道佐柿郷市線、この旧丹後街道です、これから町道役場前線、役場前の道路でございます、その間約２００メートルが未開通区間でありましたことから、先行して整備を進めており、来年春頃の供用開始に向け、工事を実施しております。

今後は、国道２７号から、佐柿郷市線、旧丹後街道までの約１８０メートルの区間につきましても、にぎわいゾーンにおけますまちづくりの計画を進める中で、一体的に整備を進めてまいりたいと考えております。

議長。

辻井議員。

ただいまの課長の答弁、よく分かりました。用地買収率は９割を超えていますけども、工事率が５７％、まだ６割しか完成していないんだなというのが実感です。

これから雪の季節となってきます。除雪による道路幅も狭くなりますし、安全確保のため、一日でも早く工事用のバリケードがとれるよう、努力していただきたいと思います。

また、にぎわいゾーンの道路整備も今、説明がありましたけども、ちびちびでき上るのではなく、道の駅が完成するときには一斉にでき上がるようにしていただきたいと思います。

次に、ＪＲ、鉄道関係のインフラについてお聞きします。

先ほど町長からの答弁にもありましたとおり、県内で１００年に一度の巨大プロジェクトと言われている北陸新幹線敦賀延伸事業に係るＪＲ、国鉄のインフラ整備について見てみますと、ちょうど１年前の昨年１１月１０日の新聞に、北陸新幹線敦賀開業１年以上延期の衝撃的な見出しが目に入りびっくりさせられました。県民は予定どおりの開業を信じて準備を整えていましたが、国土交通省と鉄道運輸機構から敦賀開業が１年半遅れ、建設費も約３，０００億

議
長
6 番

円近くの増額があると謝罪を兼ねた報告が入りました。この報告を聞いた杉本県知事や県議会、沿線自治体、さらに経済界も怒りが爆発して、国に対し断固に抗議を行いました。しかし、結果はやむなく、国の事情を受け入れ、今の状態になっております。

昨年１２月定例議会で、私は一般質問において、町長に北陸新幹線の開業延長について所感を尋ねたところ、納得できない。予定どおりの計画で進んでいるニーズは無視できない。国、関係機関は最善の誠意を示すべきだとの県民の怒りと一致する答弁があったことを記憶しております。

さて、新幹線の工事現場では、高架がつながり、いよいよ感が伝わり、今度ばかりは遅れることなく、２０２４年の春の盛大な開業に期待が膨らみます。去る１１月９日には、東京で北陸新幹線沿線の１０都府県でつくる、北陸新幹線建設促進同盟会の総会と建設促進大会が行われ、福井県の杉本知事が新会長に就任されました。知事は身に余る重責だが、全身全霊を傾け、培った経験とノウハウを生かし、敦賀以西・若狭ルートの日も早い着工、早期全線開業に結びつけたいと決意を述べています。

この１０月末の衆議院議員選挙で当選した高木毅国会議員も、与党北陸新幹線敦賀・新大阪間整備委員会の委員長の役職についており、沿線自治体の国会議員を代表し、予定どおりの開通、それと同時に敦賀以西の工事着工、さらに財源確保と予算編成にしっかり取り組むと、強い意気込みを述べています。

５年前に金沢まで開通し、新幹線効果で金沢は観光を初めとする経済的にも大きく成果を残すことができました。今度は福井県の番です。福井市では駅前の三角地帯に見違えるような高層ビル街の計画を立て、工事が着工されています。

敦賀まで延伸されると敦賀は終着駅になりますが、また、始発駅にもなります。敦賀市では、この機会を絶対に逃すわけにはいきません。１００年に１度の重大チャンスと捉え、開業までの期間、全力投球しなければなりません。

そして、すぐ隣の我が町もこの機会を絶対見逃すわけにはいきません。誘客はそんなに甘いものではないという評論家もありますが、そんなことは聞きたくもないと強く反論する意気込みを強く持たな

ければなりません。

そして、敦賀まで来たお客さんをどのように美浜まで呼び込んで、お客さんに喜んでいただけるかが勝負です。お客様に何回もリピートして来ていただければしめたものです。

いろいろ考えて見ますと課題はたくさんありますが、クリアするには外貨を稼ぐという強欲な町民のパワーも必要だと考えます。

先ほどから言いますが、新幹線で敦賀の終着駅まで来られたお客さんを美浜町まで来ていただかなければ何も始まりません。そこで、敦賀駅から美浜までの便利な交通アクセスが必要となります。今のところ考えられるのは、現在あるＪＲ小浜線と国道２７号・舞若道を利用してのバスやタクシー、レンタカー、そして旅行会社の貸し切りや予約した乗り物での移動になるのではないかと思います。

そこで、行政として、この敦賀から美浜までの２次アクセスをどのように展開していくのかを、考えをお伺いいたします。

議長。

観光戦略課長。

それでは、美浜町へのアクセスについてのお尋ねでございます。

敦賀から美浜への２次交通の強化につきましては、町としても北陸新幹線敦賀開業に向けた課題の一つとして捉えておりまして、大きくは嶺南地域全体の課題でもありますことから、県や関係市町も含め、その確保について検討を進めているところでございます。

鉄道につきましては、１０月からのＪＲ小浜線の２割減便を受けまして、同月に福井県、嶺南６市町、西日本旅客鉄道株式会社金沢支社などで構成いたします、小浜線沿線観光活性化会議が設立されて、観光情報の発信や小浜線の魅力向上に取り組み、嶺南地域一体での観光誘客と地域利用を図り、北陸新幹線敦賀開業効果の最大化を図ることとしております。

また、ＪＲ小浜線に嶺南独自の観光列車や今後整備予定の若狭湾サイクリングルートを見据えましたサイクルトレインの運行など、敦賀以西への誘客促進を図るよう、県に対し、要望しているところでございます。

バスにつきましては、現在、県と若狭町、それから、三方五湖周辺の観光事業者などで構成する、三方五湖エリア全体協議会の事業

観光戦略課長
議 長
観光戦略課長

といたしまして、敦賀駅と美浜駅を発着地とし、三方五湖を周遊する観光路線バスとして、11月3日から12月26日までの土日祝日に限定してゴコイチバスを実証運行しております。この事業は、新幹線敦賀開業に向けた2次交通手段としての可能性を検証するために実施しているものでございまして、その結果等、利用者の意見等を踏まえ、今後の敦賀からの2次交通手段について、来年度についても引き続き検討していくこととしております。

そのほかの交通手段につきましては、現在実施しております、美浜町観光振興計画の改定の中で、観光関係事業者で構成する観光まちづくり会議からの意見としまして、敦賀駅前にあるレンタカー会社と連携し、敦賀駅から美浜町へ誘客する取組が必要という意見も出ておりますので、美浜町観光開発審議会の御意見もいただきながら、今後の計画改定に反映し、新幹線敦賀開業に向け、実用化を検討していきたいと考えております。

6 番
議 長

議長。

辻井議員。

6 番

今、観光課長のほうから回答がありまして、具体的に詳しい内容での回答がありました。

最後のほうで、敦賀の周遊バスも美浜のほうにつないでというような、前向きな話もありましたので、ここもきちんとうまくいくようにお願いしたいと思います。

地方での交通移動手段はマイカーが主流になります。都会の電車やバス、タクシー等の交通インフラとは大きな違いがあります。敦賀からの2次アクセスのハード面のインフラ整備というのは、現状大変難しいと思います。

そこで、やはりハードが駄目ならソフト面でカバーしなければならないので、若い人や女性、また、経験者の意見を絞っていただいて、解決に結びつけたらと思います。

小浜線に乗って美浜駅で下車すると、目の前に道の駅、はまびよりができます。国道とJRに囲まれた道の駅で、タクシー、コミュニティバスや周遊バスの発着場、一般観光バスの休憩場にもなります。嶺南6市町のハブステーション役も果たすと思います。このはまびよりはいろいろな情報を発信する総合的なインフラの拠点とな

らなければならないと思います。

現在、北陸新幹線敦賀開業に向けた実証実験で、三方五湖をぐるっと一周できる路線バス、ゴコイチバスの運行を実施していると聞きますが、その内容と利用状況はどのようなものか、お聞きいたします。

観光戦略課長
議長
観光戦略課長

議長。

観光戦略課長。

ゴコイチバスの内容と利用状況についてのお尋ねでございます。

さきの質問でもお答えしましたように、ゴコイチバスにつきましては、北陸新幹線敦賀開業に向けた２次交通手段としての可能性を検証するため、敦賀駅と美浜駅を発着地とし、レインボーライン山頂公園を初め、三方五湖を周遊する観光路線バスとして運行しているものでございます。

運行期間は１１月３日から１２月２６日までの土日祝日の１８日間としておりまして、１日当たりの運行頻度は、美浜駅発着６便、敦賀駅発着３便で、美浜駅発着便につきましては、三方五湖温泉による温泉案内も実施されております。

直近の運行日であります１１月２８日現在の利用状況でございますけれども、運行事業者の福井鉄道株式会社からの報告によりますと、１０日間の運行で９か所のバス停における乗車人数の合計は延べ３７５名であります。バス停別の乗車人数を見ますと、敦賀駅では８２名、美浜駅では７０名が乗車しておりまして、降車場所として最も多いのはレインボーライン山頂公園となっております。

６番
議長
６番

議長。

辻井議員。

いろいろな実験は必要なんです、このコロナ禍の中で密を避ければならない状況で、実証を見つけるのには無理もあると思います。

再度実証実験を行うことがあれば、私はこの企画を地元の方々にも利用できるＰＲ用のバスとして運行してもいいのではないかと意見をしておきます。

観光の行動範囲は点から線、そして、面の考えもありましたが、現在の若者は、家にいながら観光客のライブ発信画像や観光地のバ

ーチャル（立体・飛び出す）映像も見られるＣＧ機能で、あたかも現地にいるような気分を体験できる時代にきております。やはりそこにしかないオリジナル、もう一度訪れてみたいリピート感、そして、何より現地との人々との親切で心の籠もった触れ合いが観光ポイントで、それがお客様を魅了することになると思います。

町でも、今後の観光振興である道の駅、はまびよりの開店、レインボーラインの第２次改装、そして、電池推進遊覧船の三方五湖遊覧とそれを運営する株式会社三方五湖ＤＭＯの斬新な実践アイデアに期待しております。

そこで私の方から少しアイデアを提供したいと思います。

私の構想というのは、レインボーラインのドライブと三方五湖の船遊覧を乗り換えなしに楽しめる水陸両用バスの運行はいかがでしょうか。

水陸両用バスについては歴史もあり、大阪市の中央区にある民間の観光会社では、水の都大阪巡りと銘打って、水陸両用バスで市内の名所を案内し、桜ノ宮公園から淀川クルージングを楽しむダックツアーは画期的なものです。大阪のおばちゃんの名ガイドもしゃれたものです。議会でも３年前にこの視察を経験し、水陸同時観光に感動した次第です。この水陸両用バスは滋賀県にもあり、琵琶湖を観光するコースもあると聞いており、通りがかりにバスを見かけたこともあります。

そこで、私なりに少し気になる難点というの也有ります。それは、レインボーラインは山道で、坂の急な勾配もあるところがあります。それと、浦見川の手前の橋くぐりというのが気がかりであります。

バスはスマートな形で馬力のある特殊なエンジンを搭載した水陸両用車であれば難点を克服できるのではないかと考えます。今は、空飛ぶ自動車の時代ですので、それも十分可能かと思ひます。ぜひ若い人の発想で未来の美浜町の斬新な観光開発を進めていただきたいと意見しておきます。

最後に、来年の夏以降のレインボーラインの運営について質問いたします。

これも私が以前に一般質問したもので、三方五湖レインボーラインの道路管理をしている福井県道路公社が来年の９月末で廃止され

ます。現在県内には嶺北の勝山市にある法恩寺山有料道路と嶺南の三方五湖レインボーライン有料道路があり、道路公社が廃止された場合、レインボーラインはどうなるのかということを質問しました。

答弁は、県が県道として管理し、山頂公園は民間のレインボーラインが管理し、詳しいことはまだ検討中であるとのことでした。このレインボーラインも美浜・若狭両町にまたがる観光の名所で、嶺南では一番の観光スポットであります。

そこで、来年の9月に迫った福井県道路公社廃止に伴い、今までどおり、有料にして残すのか、通常の県道になるのか、また、維持管理を含めた詳細はどのようになっているのかをお聞きいたします。

議長。

観光戦略課長。

レインボーラインの運営についてのお尋ねでございます。

三方五湖有料道路レインボーラインにつきましては、県、福井県道路公社、美浜若狭両町、株式会社レインボーラインといった関係者によりまして、道路公社解散後の諸課題について、昨年から検討を進めております。

現在の方針といたしまして、今路線につきましては、通行料金が不要となる一般の県道として県が今後の管理を行っていくこととなっております。

町といたしましては、本路線を一般の県道とは区別し、嶺南随一の美しい景色が楽しめるドライブコースとして、観光道路と位置づけ、常に良好な眺望の確保など、適切に維持管理するよう、一般の県道以上の配慮を県に要望しているところでございまして、引き続き強く求めてまいります。

議長。

辻井議員。

今、回答があったのは、やはり県道になるということで、通行料金をとらないということが分かりました。一般の県道と違う、観光道路として維持管理していくということになりますので、美浜・三方両町もちょっとお金もかかってくるのではないかと心配するところもありますけども、この辺は県に十分整備していただいて、あまりお金のかからないように要望していただきたいと思います。

レインボーラインの山頂公園は、昨年からリニューアルが行われ、天空のテラスと銘打って見違えるようになりました。ばら園はさらに観光の花を咲かせています。また、今回は第2次施設改修で、駐車場エリアもきれいになります。

昨年から今年にかけ、コロナ禍で、県内の修学旅行客が多く訪れたと聞きますが、これは将来子供たちが大きくなって、リピーターとして訪れてくれる効果が大いにあると期待できます。

ところが、灯台下暗しで地元の人がこのリニューアルやレインボーラインすら知らない人もまだいそうに感じます。それを解消するには、地元の人にレインボーラインに上っていただく企画が必要です。コロナ禍が終われば子供会や町内会のレクリエーションや学校の遠足でもいいと思いますし、少しお金も補助をしてでも行う価値があるのではないかと思います。やはり美浜、三方両町が自らレインボーラインを再確認しておけば、都会から来たお客様にも語り部として案内もでき、触れ合いの輪が広がるのではないのでしょうか。三方五湖遊覧の場合についても同じことが言えます。新しい観光船で町民が体験できることが観光につながるのではないかと思います。

終わりに、前回も意見として言わせていただきましたが、先ほどの回答にもありますが、このレインボーラインは美浜・若狭両町にまたがる道路であり、国道27号や梅街道に何らかの災害や支障が発生し、不通となった場合や、有事のときの貴重な迂回路となりますので、一般県道となった場合でも、通常の道路と同じ道路となるよう、維持管理をしっかりと県と確約しておく必要もあると考えますので、最後をお願いして私の一般質問を終わります。

議長

以上で、辻井雅之議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

3日は午前10時から、予算決算常任委員会を行いますので、よろしく願いいたします。

これにて本日は散会いたします。

御苦労さまでした。

(散会宣言 午後1:33)

令和3年第6回美浜町議会定例会会議録(第3日)

招集年月日	令和 3 年 12 月 15 日			
招集の場所	美浜町議会 議場			
開会(開議)	令和 3 年 12 月 15 日 午前10時20分 宣言			
応招議員 (出席議員も同じ)	1 番		8 番	松下 照幸
	2 番	高橋 修	9 番	崎元 良栄
	3 番	寺田 順一	10 番	山口 和治
	4 番	梅津 隆久	11 番	藤本 悟
	5 番	河本 猛	12 番	兵庫 賢一
	6 番	辻井 雅之	13 番	北村 晋
	7 番	川畑 忠之	14 番	竹仲 良廣
不応招議員 (欠席議員も同じ)	1 番 仲 嶋 正一			
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 川崎 宏和			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	戸嶋 秀樹	健康福祉課長	浜野 有美
	副 町 長	西村 正樹	子ども・子育てサポートセンター所長	山本 英子
	教 育 長	森本 克行	観光戦略課長	早見 明哲
	総務課長	伊藤 善幸	産業振興課長	今安 宏行
	まちづくり推進課長	丸木 大助	土木建築課長	野村 治和
	エネルギー政策課長	片山真一郎	上下水道課長	浜野 利彦
	会計管理者兼 税務課長	瀬戸 睦	教育委員会事務局長	瀬戸 慎一
	住民環境課長	山口れい子		

令和3年第6回美浜町議会定例会会議録(第3日)

町長提出議案 の 題 目	[議案] ○ 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度美浜町一般会計補正予算(第5号)) ○ 令和3年度美浜町一般会計補正予算(第6号) ○ 令和3年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) ○ 令和3年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) ○ 令和3年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) ○ 令和3年度美浜町道路用地取得事業特別会計補正予算(第1号) ○ 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について ○ 美浜町西郷健康ひろばの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○ 敦賀市と美浜町との間の一般廃棄物の処分に係る事務の委託の協議に関し議決を求めることについて ○ 美浜町健康楽膳拠点施設の指定管理者の指定について ○ 電池推進遊覧船建造工事請負契約について ○ 新美浜町レークセンター(仮称)太陽光システム導入工事請負契約について ○ 美浜町観光センター改修工事請負契約について			
議員提出議案 の 題 目	○ コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について ○ 美浜町坂尻で誘致進行中の場外舟券売場設置計画について反対する決議			
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。			
会議録署名 議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。			
	2番	高橋 修 議員	8番	松下 照幸 議員

令和3年第6回美浜町議会定例会議事日程(第3日)

開議日時 令和3年12月15日 午前10時

開議場所 美浜町議会 議場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 78 号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度美浜町一般会計補正予算（第5号））
(討論・採決)
- 日程第 3 議案第 79 号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第6号）
(討論・採決)
- 日程第 4 議案第 80 号 令和3年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
(討論・採決)
- 日程第 5 議案第 81 号 令和3年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
(討論・採決)
- 日程第 6 議案第 82 号 令和3年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
(討論・採決)
- 日程第 7 議案第 83 号 令和3年度美浜町道路用地取得事業特別会計補正予算（第1号）
(討論・採決)
- 日程第 8 議案第 84 号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
(討論・採決)
- 日程第 9 議案第 85 号 美浜町西郷健康ひろばの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(討論・採決)
- 日程第 10 議案第 86 号 敦賀市と美浜町との間の一般廃棄物の処分に係る事務の委託の協議に関し議決を求めることについて
(討論・採決)
- 日程第 11 議案第 87 号 美浜町健康楽膳拠点施設の指定管理者の指定について
(討論・採決)
- 日程第 12 請願第 3 号 美浜町坂尻で誘致進行中の場外舟券売場設置計画について美浜町議会で審議され、反対を議決することを求める請願
(討論・採決)
- 日程第 13 発議第 3 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
(提出者の説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 14 議案第 88 号 電池推進遊覧船建造工事請負契約について
(質疑・討論・採決)
- 日程第 15 議案第 89 号 新美浜町レークセンター（仮称）太陽光システム導入工事請負契約について
(質疑・討論・採決)

日程第 16 議案第 90 号 美浜町観光センター改修工事請負契約について

(質疑・討論・採決)

日程第 17 議員派遣について

令和3年第6回美浜町議会定例会議事日程(第3日)

開議日時 令和3年12月15日 午前10時

開議場所 美浜町議会 議場

追加日程第 1 発議第4号 美浜町坂尻で誘致進行中の場外舟券売場設置計画について
反対する決議
(提出者の説明、質疑、討論、採決)

議 長	本日は、仲 嶌議員から欠席の届出があり、現在 13 名が出席されております。 定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。 （再開宣言 午前 10：20）
議 長	ただいまより、令和 3 年第 6 回美浜町議会定例会を再開いたします。直ちに本日の会議を開きます。 職務執行のため、議会事務局長を出席させております。 地方自治法第 121 条の規定により、説明のため、町長、副町長、教育長、各課長、局長、所長及び会計管理者の出席を求めました。 これより議事に入ります。 本日の議事日程は、お手元に印刷配付いたしております日程表のとおりと定めます。 日程第 1 会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第 125 条の規定により、議長において指名いたします。 追加指名いたします。 1 番 仲 嶌正一君が欠席により、 2 番 高橋修君を追加指名いたします。 8 番 松下照幸君 の両君を指名いたします。よろしくお願いいたします。 次に、日程第 2 議案第 78 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度美浜町一般会計補正予算（第 5 号））から日程第 13 発議第 3 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてまでを一括議題といたします。 去る 11 月 29 日、各常任委員会に審査を付託いたしました、議案及び請願の審査結果報告を各委員長に求めます。 まず、予算決算常任委員長より報告を求めます。
予算決算常任委員長	議 長
議 長	高橋予算決算常任委員長。
予算決算常任委員長	ただいまから予算決算常任委員会の委員長報告を行います。 令和 3 年 12 月 3 日午前 10 時から美浜町議会全員協議会室において、委員 12 名及び議長の出席の下、本委員会を開催し、11 月 29 日に本委員会に付託されました議案 6 件の審査を行いました。

当日は説明のため、町長、副町長、教育長、各課長、局長、所長及び会計管理者の出席を求めました。また職務執行のため、議会事務局長を出席させました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

議案第 78 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度美浜町一般会計補正予算（第 5 号））。

総務課長より、説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑：専決処分された新型コロナウイルス感染症対策費 6,510 万 2,000 円は、国が支出して行う子育て世帯への臨時特別給付金であり、本事業については賛成である。しかし、これまで美浜町は財政調整基金を取り崩すことなく支援事業を行ってきたわけであり、国のこの事業に合わせて町独自の町民全体への支援事業を行う考えはないのか。

回答：子育て世帯への給付金に関してはこれまでも国の給付金があり、町独自でも「がんばる美浜人応援商品券」の上乗せを行ってきた。

今後については、町の財政面も考慮し、町としての支援の必要性、また、仮に給付する場合に子育て世帯がいいのか、どのような世帯に対する給付が必要か等、不公平、ばらまきのないようにする必要があると考える。

議案第 79 号 令和 3 年度美浜町一般会計補正予算（第 6 号）。

総務課長より、説明を受けた後、質疑に入りました。

総務費から、衛生費でございます。

質疑：議会定例会番組制作業務委託料 170 万 3,000 円であるが、今までこういった委託料はなかったと思うが、必要となった理由は何か。

回答：御承知のとおり、美浜町と若狭町両町でケーブルテレビ更新工事を行っており、料金改定もお願いしているが、これを機に昨年 11 月の MM ネット（株）の役員会で、両町の合意の下、これまで無償になっていた経費についてもしっかりお支払いいただくということになり、近隣市町の放送単価に基づき両町同額で計上している。

意見：これだけ経費がかかるのであれば、MM ネット（株）に頼

らず、議会独自でＹｏｕＴｕｂｅ等により広報するシステムを構築していくべきと考える。

質疑：行政チャンネル等の管理業務委託料として１８４万円が計上されているが、この経費も新たに必要となったものか。

回答：昨年度までは当初予算で計上しており、その内訳は音声告知放送と行政チャンネルの管理業務委託料である。今年度は、７月で音声告知放送が終了するということで、ＭＭネット（株）とも協議し調整がついたので、今回の１２月補正予算として計上したものである。

質疑：マイナンバーカードの美浜町の普及率は全国平均の４０％を下回っているが、小学生から中学生についてはどのように普及を進めているのか。

回答：今年度から事業所等へは出張申請を行っているが、学生については的を絞り、就職される高校３年生等、社会に出てマイナンバーカードを使用する方を視野に進めていく方向で考えている。

また、小中学生の申請には保護者の同意が必要であることから、学校を通じてパンフレットを配布したいと考えている。

農林水産業費から教育費でございます。

質疑：観光農園イチゴハウスの温度管理用ボイラーの騒音がかなりうるさいという声が周辺住民から聞こえてくるが、問題ないのか。

回答：騒音に対するお話は聞いており、現在確認中である。問題があるようであれば対策を考えていきたい。

質疑：グラウンドゴルフ場整備事業で新設する予定の「あずまや」とはどういう建物なのか。

回答：この春、運動公園のふわふわドーム付近に設置したのと同じ構造の建物で、屋根があり四方はオープンなあずまやを計画している。

質疑：新設されたグラウンドゴルフ場の専用受付管理棟や利用者の荷物置き建屋等の設置計画はないのか。

回答：今回の整備事業の中で、運営に関してはグラウンドゴルフ

協会とも協議して進めてきた。町として初めての施設でもあり、当面は受付はゲートボールの受付と同じ場所、荷物置き場も必要な場合はゲートボール場建屋内で計画しており、今後の使用状況を見ながら協議し改善を図っていききたい。

歳入関係全般でございます。

質疑はありませんでした。

議案第 80 号 令和 3 年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）。

住民環境課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑：県内 8 市町で国保税の過少徴収があり、原因はシステムの不備だという報道がなされているが、美浜町ではそのような不具合はないのか。

回答：原因は国保税軽減の基準が変更になった折に新たに給与所得者という概念が作られ、そこには専従者を含めないことになっていたが、問題の市町のシステムでは、誤って専従者を含めていたということである。本町では問題がないことを確認している。

議案第 81 号 令和 3 年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）。

健康福祉課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。

議案第 82 号 令和 3 年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）。

上下水道課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。

議案第 83 号 令和 3 年度美浜町道路用地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）。

土木建築課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑：国道 27 号線の歩道整備が着々と進んでおり、特に河原市のほうはかなり進んだ感がするが、道路の南北に各 1 か所（計 2 か所）が残っている。どのような事情なのか住民に説明できる程度の事情を説明願いたい。

回答：国土交通省の用地の担当者が関係の方々と交渉中であり、話が全く止まっているわけではない。徐々にではあるが進捗していると聞いている。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

(1) 議案第78号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度美浜町一般会計補正予算(第5号))は、全員賛成をもって承認することに決しました。

(2) 議案第79号 令和3年度美浜町一般会計補正予算(第6号)は、賛成多数をもって承認することに決しました。

(3) 議案第80号 令和3年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、全員賛成をもって承認することに決しました。

(4) 議案第81号 令和3年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、全員賛成をもって承認することに決しました。

(5) 議案第82号 令和3年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、全員賛成をもって承認することに決しました。

(6) 議案第83号 令和3年度美浜町道路用地取得事業特別会計補正予算(第1号)は、全員賛成をもって承認することに決しました。

以上のとおり審査を終了し、午前11時23分本委員会を閉会しました。

これをもって、予算決算常任委員会の委員長報告を終わります。

議長

ただいま、予算決算常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの報告に対し、質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、予算決算常任委員長の報告を終わります。

次に、総務文教常任委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員長

議長。

議長

梅津総務文教常任委員長。

総務文教常任委員長

ただいまから総務文教常任委員会の委員長報告を行います。

令和３年１２月６日午前１０時から美浜町議会全員協議会室において、議長及び委員７名の出席の下、本委員会を開催し、１１月２９日に本委員会に付託されました議案１件についての協議を行いました。

当日は説明のため町長、副町長、教育長、総務課長、教育委員会事務局長の出席を求め、職務執行のため、議会事務局長を出席させました。

初めに、議案の説明は、去る１１月２９日に行われた全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

１、議案第８５号 美浜町西郷健康ひろばの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑：グラウンドゴルフの使用料について、町民は１日３００円、町外者は１日５００円となっているが、１日何回も行ってもいいのか。

回答：１日に何回でも回することは可能である。

質疑：その際、何か混雑とか影響が生じることはないか。

回答：他市町への聞き取りや、グラウンドゴルフ協会との話合いの中で、基本的に１日２ないし３時間で２４ホール回るのが普通であり、また、グラウンドキーパーを１名配置し、混雑等を解消したいと考える。

質疑：使用料金の中には、クラブやボール等のレンタル料は含まれているのか。

回答：クラブ・ボールの貸出しは教育委員会の規則で定めることになり、クラブ・ボールを１個セットで１００円と考えている。コース使用料とは別になる。

質疑：１日の使用料１人３００円で、１年間の管理費として賄えるのか。

回答：１日３００円で年間利用者数を約８,０００人と想定し、年間で約２４０万円の使用料を見込んでいる。また、町外の方も含まれるので、事務局としては約３００万円を想定している。

なお、維持管理費は年間約 6 0 0 万円を想定し、使用料で 2 分の 1 を賄えと見込んでおり、残り半分は町で負担することになる。

質疑：夏場は芝の管理にスプリンクラーで水も使うと思うが、それも維持管理費としているのか。

回答：スプリンクラーの水も水道料金として維持管理費に加味している。

質疑：1 人 3 0 0 円の使用料は、一般健全者を考えていると思うが、障害者等には割引はないのか。

回答：障害者等の減免規定はある。また、6 5 歳以上の高齢者や 1 8 歳以下の青少年の方が対象となる減免規定もある。

質疑：入場者数の数にもよるが、コースが 3 つもあるとグラウンドキーパーも目が届かないことがあると思う。受付場所だけでなく、柔軟的に考え、中央に監視できる場所もあればプレイヤーも安心できるのではないか。

回答：グラウンドゴルフ協会とも打合せを図り、町としてどのような体制になるか試行していく予定である。これからの使い勝手を調べるには、現場のプレイヤーの確認が必要で、改善も含め知恵を絞り、より良いコースにしていきたい。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

（1）議案第 8 5 号 美浜町西郷健康ひろばの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

上記のとおり協議を終了し、午前 1 0 時 2 0 分本委員会を閉会いたしました。

以上をもって、総務文教常任委員会の委員長報告を終わります。

議長

総務文教常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの報告に対し、質疑はございませんか。

（なしの声あり）

議長

質疑なしと認め、総務文教常任委員長の報告を終わります。

次に、産業厚生常任委員長より報告を求めます。

産業厚生常任委員長

議長。

川畑産業厚生常任委員長。

ただいまから産業厚生常任委員会の委員長報告を行います。

令和３年１２月７日午前１０時から美浜町議会全員協議会室において、委員７名及び議長の出席の下、本委員会を開催し、１１月２９日に本委員会に付託されました議案３件と請願１件についての協議を行いました。

当日は説明のため町長、副町長、総務課長、住民環境課長、観光戦略課長、担当課参事、課長補佐及び担当者の出席を求め、職務執行のため、議会事務局長を出席させました。

初めに、議案の説明は、去る１１月２９日に行われた全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりますので、直ちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

議案第８４号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑：条例要綱の産科医補償制度について、掛金の加算金が４，０００円引き下げられるが、影響は出ないのか。

回答：審査方法などが合理化されたことで、掛金の加算金が１万６，０００円から１万２，０００円に引き下げられた。妊婦の方に不利益になるようなことは一切ないと聞いている。

質疑：制度に加入する医療機関の負担が軽減されるのか。

回答：脳性麻痺の補償の対象となるかどうかを審査する機関の審査が、合理化されたという形である。

質疑：掛金の加算金が４，０００円引き下げられることで、補償や原因分析の質が低下することは起きないのか。

回答：質が低下するようなことはない。

（２）議案第８６号 敦賀市と美浜町との間の一般廃棄物の処分に係る事務の委託の協議に関し議決を求めることについて。

質疑：若狭町との環境衛生組合やエコクルとの関係は、どのようになるのか。

回答：エコクルで実施していた燃えるごみの廃棄物の処理、一般廃棄物の処分については、敦賀市のほうに変わる。し尿汚泥処理、最終処分場、堆肥化施設については、従来どおり

若狭町三方地区となる。今回は、一般廃棄物の処分に係る部分の委託である。

質疑：両市町への負担金が発生するが、負担は増えないのか。

回答：シミュレーション等の試算によると、美浜町の負担は減っている。

質疑：敦賀市への一部事務委託の時期はいつか。

回答：来年の４月１日からとなっている。

質疑：雲谷の最終処分場への搬入について、敦賀市の廃棄物の量は受入れられないが、しっかり協議しているのか。

回答：敦賀市のほうで新しい最終処分場を建設しており、完成した時点で敦賀市の最終処分場に持っていく予定である。

（３）議案第８７号 美浜町健康楽膳拠点施設の指定管理者の指定について。

質疑：グッドスタッフが指定管理者になり、町の方針に基づいて行ってきたものが、急に事業者が変わるというのは考えられない。タニタカフェとのコラボなどは町が実施する事業であるので、タニタとの連携条件を削除することは町の政策の失敗ではないのか。

回答：町も指定管理者と一緒にタニタカフェのＰＲを行ってきたが、集客には至らなかったという状況である。

質疑：契約形態は、一般競争入札による契約、指名競争入札による契約、随意契約があるが、どのような形なのか。

回答：プロポーザル方式となる。

質疑：プロポーザル方式で、随意契約になるのか。

回答：そのとおりである。

質疑：審議会の内容について、グッドスタッフが応募の中で言われた提案内容、これから不足な点を改善していく視点が公表されていないため、一方的な行政の意見だけで判断しないといけないのか。

回答：提案内容について、情報公開条例に準じる形となるため利益を害するおそれがあるものについては公開できないものとする。今後は、公開する範囲をあらかじめ募集要項に明記し、募集者名も含めて選定結果を公開することを検討

したい。

質疑：今回の判断をするためには、グッドスタッフの意見、三方五湖DMO（株）側の意見をどう評価したかが問題だが、そこが全然見えてこないが。

回答：審議会においては、11月16日に7名の審議会の委員を交えて開催しており、特に問題はなかった。

質疑：非常に不透明な判断を議会に求めていると思う。

決算の内容を見ると、ほとんど指定管理料でもっている状況である。グッドスタッフが数年間努力してきて、今後は、より良い改善をして応募したにもかかわらず、事由もオープンにされずに、次の指定管理者に渡されたという事実が広まってくると、ほかに応募する人がいなくなると思うが。

回答：公募の形式をとっており、選定審議会の専門家の委員も交えて審議しており、不透明とは考えていない。

質疑：公募の要領が変わったということは、運用を見て、公募要領を変えないと駄目だという反省に立って公募要領を変えたと思うが、その反省がどこにもない。今までの運用を見てきて、公募要領を変えるに至った理由は何か。

回答：タニタとのコラボについては、タニタのネームバリューによる集客、健康増進への期待があったことから、指定管理の要件としていた。しかし、3年間の営業実績を見ると、売上げが伸びず、原価率が高く、提供を義務づけられた商品は事前に準備が必要で、注文がない場合は廃棄しなければならない、営業収益の足かせとなっていた。また、タニタメニューの売上げ以上にロイヤリティー経費がかかっているような状況があり、施設の設置目的を踏まえながらも、必ずしもタニタにこだわる必要もないということで、タニタを外した。

質疑：最初からうまくいかないと言ってきたので、タニタについては止めればよいと思う。ただ、新しい募集要項では、野菜小鉢をつけるとか、3割以上は目的に即した健康食にしないといけないというのは、今までできていなかったということか。普通の食堂と変わらないが、ほかの飲食店への

影響も配慮したのか。

回答：健康みはま 21 の後期計画において、野菜摂取量を増加し、適切なエネルギー摂取の推進という項目を定めている。その項目を実現させるために設定したものである。

質疑：運営されてきた内容の下では、2 番の「定食等に各季節で必ず野菜小鉢 1 品をつけること」と、3 番の「食事メニューのうち 3 割以上は施設の目的に即した健康食を提供すること」、と書いているようなことは、不十分だと考えた上で要綱を追加したのか。その反省を聞きたい。

回答：この条件については、タニタとの連携を外すに当たり、施設の設置目的の健康増進というところを重視して、条件をつけたところである。

質疑：当初、指定管理者を決めるときは、美浜町内には手を挙げる業者がなく、熊本のグッドスタッフに決まった。グッドスタッフのどこが駄目だったのか。今回、撤退してもらって、三方五湖 DMO (株)ができるようになったのはどういうところが変わったのか。

回答：前回の公募のときは、三方五湖 DMO 株式会社というものができていなかった。今回、三方五湖 DMO 株式会社ができ、1 年以上がたち、地域の発展のために応募されたと考えている。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

(1) 議案第 84 号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

(2) 議案第 86 号 敦賀市と美浜町との間の一般廃棄物の処分に係る事務の委託の協議に関し議決を求めることについては、全員賛成をもって承認することに決しました。

(3) 議案第 87 号 美浜町健康楽膳拠点施設の指定管理者の指定については、賛成反対が同数となったため、委員長判断による賛成をもって承認することに決しました。

続いて、請願について、協議がなされました。

請願第3号 美浜町坂尻で誘致進行中の場外舟券売場設置計画について美浜町議会で審議され、反対を議決することを求める請願。

初めに、紹介議員の辻井雅之議員から請願の説明を受け、質疑に入りました。また、請願者である清水博之氏と坂尻区自治会長の和多田文雄氏からも説明を受け、質疑に入りました。質疑終了の後、請願について協議を行いました。以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

意見：会社の実態が分からないのに、坂尻区は賛成をしていることが明らかとなった。私の周辺は競艇の場外舟券売場の設置に反対しているので請願を採択する。

意見：企業側の説明、参加がない。会社が信用できないと何が結果として出るか分からない。坂尻地区の決断は重いが、会社の一方的なPRに乗っかっていると感じる。私はこの請願には賛成したい。

意見：請願書に賛同する。美浜町に場外舟券売場というのは異質のものである。町は「ボート、レガッタのまち美浜」、「観光のまち美浜」、道の駅も美浜、インバウンドによる活性化というところも見ながら、そういうところで力を入れてやっている中で、なぜ今、ギャンブル、舟券売場なのかということに大きな疑問点がある。

意見：現在、私の本心は設置することに反対。ただし、今、この請願の発端というのは、新聞報道なり、地元で進んでいた話が公になって、請願が出て、我々が今議論しているが、会社の説明も全く受けていないし、いろいろな情報があまりにも不足している。今、時代の流れからいえば、このようなものが建っていいのかなと、美浜のコンセプトと合わないという気持ちが非常に強いが、もう少し議会として慎重審議をして結論を出したらどうかと思い、継続審議にしたらどうかと思っている。

意見：今定例会の請願書で初めてこの件が分かり、新聞報道で初めて知った。時間が少な過ぎるのと、今日の説明では、区民の方もこの施設に対して周知徹底がなされていないような気がした。現段階ではこの請願に賛成したい。

意見：自治会長の話では、１２月２日に議会に対して、会社が説明済みという理解をされていた。それを聞いて唖然としたが、このような不誠実な会社を相手に、よく２年間も付き合いをしてきたなという感じがする。

坂尻区の疲弊した状況もあると思う。苦渋の決断を区としてもされたということも重々感じるが、百歩譲っても美浜町民の非難する気持ちは裏切れないということで、特に不誠実な会社という感じも受けたので、この請願を取り上げたいと思う。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告します。

まず、請願第３号を継続審議にすることについて採決を行いました。

請願第３号を継続審議にすることについては、賛成少数をもって承認しないことに決しました。

次に、請願第３号について採決を行いました。

請願第３号 美浜町坂尻で誘致進行中の場外舟券売場設置計画について美浜町議会で審議され、反対を議決することを求める請願は、賛成多数をもって採択することに決しました。

以上のとおり審査を終了し、午後１時４５分本委員会を閉会いたしました。

以上をもって、産業厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

議長

産業厚生常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの報告に対し、質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認めます。

以上で、産業厚生常任委員長の報告を終わります。

１０番

議長。

山口議員。

１０番

ただいまの産業厚生委員長の発言がございました。その中における請願の内容、坂尻区が千鳥に貸している敷地の一部に舟券販売所を設置することを反対する請願ということがございます。これは、考えてみれば町全体に関わる重要な案件ではないかというふうに思っております。

私たち議会としては、この内容を十分把握して勉強をし、美浜町としてさらに坂尻区に設置が適切かどうかというようなことを判断し決定する義務があると思います。ただ一方的に、両者の意見がよく聞かずしてギャンブル施設と反対でまとめるのはいかがと思う反面、町にはこの話はまだきてないというのは、議会の本筋から拙速な思いがいたします。

繰り返しますが、設置施設者地元坂尻区の話をよく聞き、その背景を理解して私たち議会も、全国に80か所あるというふうに聞いております地域活性の一躍を担っていると、予測される施設についてもやはり確かめ、坂尻区が設置することの賛成となった理由をよく聞いた上、議会の態度を明確にしていくのが町民代表としての責務を果たすことが本筋だと思います。

単純に施設反対と決めるより、確かな状況判断できるよう、議会規則第48条の規定により、全員で構成する坂尻区での場外舟券売場に関する特別委員会に再付託し議論することを望みます。

議長

ただいま、山口和治議員から、請願第3号について、全員で構成する「坂尻での場外舟券売場に関する特別委員会」を設置し、これに再付託することの動議が提出されました。

この動議は、2名以上の賛成者が必要です。

2名以上の声が上がりましたので、成立しました。

請願第3号について、全員で構成する「坂尻での場外舟券売場に関する特別委員会」を設置し、再度審議することの動議を議題といたしたいと思います。

この動議に対して討論ございませんか。

5番

質疑があります。

議長

河本議員。

5番

まず、全員協議会でも質問いたしましたけども、議会の採決を必要とするようなこのような案件が急に出されました。この件に対して、やはり趣旨説明とか文書をしっかりと提出していただきたい。あたかももう動議が出されることを前提としていろいろと調査がされていたようでございますけども、そういった議会運営というのが本当に疑問です。しっかり文書を出されて、賛同者が何名いるのか、そういったところもはっきりしていただきたいですし、私たちはそ

ういった動議が出されて、採決のために賛成討論や反対討論をしなくちゃいけません。そういったところへの準備というのもできない状態です。本当にそういったところの誠実さがまるで感じないような議会運営を今回体験いたしましたので、そういったところの規定とかというのを議長、事務局長含めてしっかりと説明をいただきたい。

議長 では、事務局長。

議長 我々の持つてる議員必携に基づいて議論がされまして、ここに関する動議の要綱にのっとって口頭で問題ないということも、県の事務局にも確認をして今行っている状況でございます。

5 番 県の事務局に問い合わせをしていると。もう事前に動議が出ていたことは、動議が出るということを御存じだったんですか。

議長 先ほど確認させていただきました。

5 番 いや、全員協議会でも同じこと言われてましたけども、全員協議会的时候には県に問い合わせしてませんよ。どういうことですか。

議長 議員必携にのっとってやりましたので、問題はございません。

議長 河本議員。

5 番 いや、今県に問い合わせしたということを明確におっしゃられたけども、全員協議会的时候には県に問い合わせはしてません。そしたら事前にいつやられてたんですか。

議長 動議という件名につきましては以前からありましたけども、必要性の動議によってはいろいろ判断が問われるところです。事前に文書が必要なものと口頭で良いものと、そういう判断を事前にさせていただきまして、県にもその動向を確認しておりますので、大丈夫だという判断をしました。

議長 河本議員。

5 番 いや、それだと、事前にこういった緊急動議が出されるということを御存じで進めてきたということで間違いないでしょうか。

議長 事前ということではございません。

5 番 いや、答えになってないです。

議長 ほかにございませんか。

寺田議員。

3 番 この件に関しては、既に前回の初日の使うときに厚生常任委員会

に付託する言って審議に審議を重ねて、今日、委員長から報告ありましたように、賛成多数で委員会で採択された。その上で、そういう内容について分かった上での動議なのか。そういうことが繰り返していくと議会なんてのが全く意味がないというような偽作行為につながっていくと私は考えている。したがって今回の常任委員会の運営、常任委員会の採決をしっかりと踏まえてほしい。提案者に申し上げたい。どう考えてるのかお聞きしたいと思います。

以上。

議長 意見でよろしいですか。

3 番 質問です。

議長 どなたに質問ですか。

3 番 動議の提案者。

議長 じゃあ、山口議員。

10 番 現実、僕は内容的に云々いうふうなことの内容で申し訳ない。ちょっとこんがらがってますが。

現実には、委員会で審議されたというのは僕もよく存じております。傍聴にも行かせていただきました。だから、その上でやっぱりみんなの質問が悪いとかそんなことを僕が言うてるわけじゃなくて、あそこでやはり本当の意味での坂尻区はどうだった、なぜこれをこうで賛成になったんだというふうなことも、本質的なことが聞き出せなかったんじゃないかなというふうに感じておるから、いわゆる議長にお願いしてこうして審議を出させていただくというふうなことの結論を考えたわけなんです。だから、あくまでも委員会の決議についてどうのこうのというふうなことの申出なんですけれども、やはりもう少し審議されたほうがよかったなと。私も全然知らないやなしにずっと傍聴してました。どういう内容かなと期待しながら、どっちが本当なのかな、どうなのかなということを思ってやってたから、今、その意味での繰り返します、この意味での継続審議をお願いしたいという気持ちで出させていただいています。

以上です。

議長 ほかありませんか。

8 番 議長。

議長 松下議員。

8 番 先ほど全協でも言いましたが、町民の賛否を分けるような大きな案件かということは間違いないと思っております。そういう点で、この議会の進行の中で、口頭で、あるいは賛成・反対の声で判断するような動きは、やり方は軽過ぎると。委員会での判断の後、時間があったんですから、そういう意味では文書を出してどういう理由できちっと反対をするのかと、誘致をするのかということをやっぱり書いたもので我々も入手できないと、ちゃんとしたようにはならないということはおききたいと思えます。

以上です。

議 長 ほかありませんか。

6 番 議長。

議 長 辻井議員。

6 番 ただいま、緊急動議がなされました。それに対してちょっと反対する討論であります。

議 長 討論じゃない。質問ですよ。

6 番 それでは、今、山口議員からありましたけども、この本議会において採決をするということを要望いたします。

議 長 皆さんにお伝えします。

発言は、そちらにはボードがありませんので、マスクをつけて発言をしていただくようにお願いします。

それでは、請願第3号についての動議について、採決を行いたいと思いますが、それまでに討論がございましたらお願いします。

5 番 議長。

河本議員、どうぞ。

5 番 私は、ただいま討論の対象となっております、請願第3号 美浜町坂尻で誘致進行中の場外舟券売場設置計画について美浜町議会で審議され、反対を議決することを求める請願について、継続審議を求める動議に対して反対する立場、言い換えれば、請願第3号を採択し、場外舟券売場設置計画の反対議決をすることを求める立場から討論を行います。

坂尻で誘致進行中の場外舟券売場設置計画は、約2年前から進められており、今回、危機迫った町民請願の願いに議会がどのような判断を下すのか、議会の良識が問われています。場外舟券売場設置

計画により、坂尻自治会内の分断を解消し、町民の不安を払拭するためには、今１２月定例会で場外舟券設置計画に反対の議決をするべきです。所管の国土交通省の設置要件によれば、地元自治会の同意、市町村長の同意、市町村の議会が反対議決をしていないことの地元合意３要件の確認を求めています。議会が反対議決をしていないことの要件を見れば、継続審議による先延ばしは議会が反対議決をしていないので、議会はばくち場の設置を容認していると町民から見られます。しかも、議会運営委員会や産業厚生常任委員会では、議会の改選や３月定例会での委員会の改選もあることから、今回の請願を継続審議にすれば廃案になることが確認されています。今回、継続審議を求めるのは、請願が廃案になることを踏まえての継続審議ですから、これに賛成することは、ばくち場の設置を容認することになります。

さらには、来年の３月定例会を待たずして、議会の改選があることを知りながら特別委員会の設置を求めるなど、ばくち場を推進する旗振り役を議会が担うような非常識極まりない主張がなされています。

特別委員会の設置は、実際に賛成・反対の立場の町民から意見を公聴して慎重に審議し結論を出した産業厚生常任委員会の尊厳を傷つけるものです。請願を付託された産業厚生常任委員会の判断は間違いだと、その存在意義を否定する特別委員会の設置は認められません。

このような主張が委員会を傍聴していた議員から出たことに、本当に驚愕しています。請願の継続審議、特別委員会の設置など断固反対です。請願を付託された産業厚生常任委員会では、請願に坂尻の自治会長、場外舟券売場の設置者マーレグランド合同会社を誘致し、請願人と坂尻自治会長の意見を公聴しました。議会の常任委員会で町民の意見を公聴する機会を持ったのは初めてのことはないかと思います。設置者のマーレグランド合同会社は、公の場では説明できないと１２月２日の全員協議会に続き７日の常任委員会も欠席したものの、請願人と坂尻の自治会長から重要な意見を公聴することができました。

常任委員会では、令和元年６月に千鳥苑より設置の検討依頼があ

ったこと、令和元年9月8日に第3回役員会で検討し、仲介者の菅浜の浜野前町議より説明があったこと、令和2年3月15日に通常総会において出席者による挙手で賛成多数で可決したこと、令和2年5月23日に設置の同意書、覚書、土地賃借契約書の署名捺印契約が完了したことから、以上の経過状況報告書、議事録や自治会規約等をマーレグランド合同会社清水郁雄氏を通じて国交省へ申請した。国土交通省からは賛否の有効性について、通常総会における賛成・反対・白票の数的根拠が明らかになっていない、地元説明会における全戸への周知がされていないなど、再検討が必要との回答が令和3年4月3日、マーレグランド合同会社の清水氏より報告があったことなどの経緯が語られました。

坂尻自治会長への質疑では、マーレグランド合同会社の実態について、主な取引先、年間の売上げ、社員の人数、社員の平均給与、清水郁雄さんの経歴などについて訪ねましたが、いずれも分からないという回答でした。また、合同会社と株式会社の違いについても聞いてみましたが、法人としての違いを全く把握されていませんでした。合同会社とは、経営者と出資者が同一の会社です。株式会社では、実際に会社の事業経営を行う代表取締役や、経営陣と会社にお金を出して所有している出資者、株主は別です。一般的に所有と経営の分離と呼ばれています。一方で、合同会社は、出資者全員が有限責任社員として会社の経営に関わり、社員全員が同等の権限を持っています。この点が株式会社との大きな違いです。

合同会社では所有と分離が行われていないため、客観的な経営、第三者としてもものを見たり考えたりすることができないかもしれないというデメリットがあります。また、合同会社は経営の自由度が高く、利益配分を社員で決めることができることや、決算発表を公表する義務がありません。それは合同会社のメリットですが、町民や私たち議会議員、行政にとっては合同会社の経営実態を容易にはチェックできないという大きなデメリットがあります。この不透明さを我々はどのようにチェックするのかが問われます。この点、公営ギャンブルの設置者に、法人とはいえ合同会社という法人形態を認めること自体があり得ないほど大きなリスクであるということを私たちは認識すべきです。合同会社では社員全員が同等の議決権

を持っているため、社員がワンオーナーであるのか、複数の社員がいるのかを確認しなければいけません。反社会的勢力が入り込みやすい法人形態であるため、社員の中に反社会的勢力が混じっていないかなどをチェックすることが重要です。ですが、そんなことは議会や町民の権限でチェックすることは不可能です。また、場合によっては利益配分などのトラブルを発端にして、社員同士の対立で業務や経営に支障が出る可能性もあります。また、合同会社は株式会社のように株主の発行による資金調達はできません。設立前、直後などの信用がない状態では、メガバンクからの融資を受けることも難しいため、資金調達としては国や自治体の補助金、助成金や借入れが中心となります。社会的な信頼性としては株式会社に劣るのが実情です。

モーターボート競争法第5条には、場外舟券売場を設置しようとする者は国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければならないということが明記されています。

請願者と坂尻自治会長の説明によって、設置者と思われる4者の名前が挙がりました。私は、千鳥苑、浜野前議員、マーレグランド合同会社、坂尻区の4者のうち、誰が場外舟券売場の設置者ですかと坂尻の自治会長に聞いたところ、マーレグランド合同会社であると明確に述べられました。令和2年3月15日に通常総会において出席者による挙手で賛成多数で可決したこと、また、令和2年5月23日に設置の同意、覚書、土地賃借契約書の署名捺印契約が完了したことから、以上の計画報告書をマーレグランド合同会社を通じて、国土交通省へ申請したということからも、マーレグランド合同会社が説明責任を果たし、地元合意3要件を満たすべき設置者であることは間違いありません。

常任委員会も併せれば、議会は二度もマーレグランド合同会社を招致いたしました。2回とも欠席しました。公の場には現れない不誠実な会社であること以外に何の事実もありません。これ以上、設置者のマーレグランド合同会社を過保護なまでに養護して、議会は一切何を指すのでしょうか。私には理解できません。

坂尻の自治会長は、マーレグランド合同会社の実態について何も把握されていませんでした。坂尻の利益のためとはいえ、正常性バ

イアスに陥った推進一辺倒で何を検討され賛同されたのか理解できません。

ギャンブル依存症の問題では、依存症に陥るのはほぼ男性という調査があります。ギャンブル依存症に関わる問題を調査してきた医師は、ギャンブル依存症の被害は、まず身近な配偶者、家族に精神疾患などの形で現れてくるといいます。女性や子供たちをどのように守るのか、町民全体のことを考えれば、場外舟券売場の設置など認めることはできません。

私は子育て世代として、美浜をギャンブルの町、ばくちの町にしたいはありません。また、金銭をめぐる犯罪、空き巣、強盗などの問題、反社会的勢力の関与、縄張り争いの問題、青少年の健全育成の課題についても、町民全体のことを考えれば場外舟券売場のようなギャンブルばくちを行う施設は社会的にも美浜町にも必要ありません。

一般質問でも、今や競艇の舟券もスマホやインターネット、ウェブで買える時代、場外舟券売場による観光集客、雇用の確保、財源の収入、地域活性化なんていう絵空事は、昭和世代の思考で考えが古過ぎます。通信機器が発達した令和の時代の経済、社会状況の中ではあり得ない幻想だと言いましたが、千葉県習志野市にあるボートピア習志野は、2020年5月に廃止に追い込まれました。廃止の理由は、インターネットを通じて舟券を購入する人が増えたことや、新型コロナによる休館が続き、収益が悪化したためと見られています。設置者や推進者は、メリットとして地域への経済効果や警備や清掃などの地元雇用が生まれ、自治体財源にもなるとメリットばかりを言いますが、それらは全てギャンブルばくちで負けた敗者の金を土台にして成り立つものだということを議会も行政も町民も認識するべきです。

美浜町議会はこのような認識もなく、町民請願を継続審議にし、廃案にする議会なのか。今、議会が町民に求められているのは、継続審議ではなく、請願を採択し、場外舟券売場設置計画に反対の議決を行うことです。議員各位の良心と良識が問われている問題であることを再度訴え、請願第3号に賛成し、採択を求める立場を表明し、継続審議を求める動議に反対する理由を述べ、討論を終わります。

議 長
8 番
議 長
8 番

す。

ほかに討論はございませんか。

議長。

松下議員。

ただいまから、産業厚生常任委員会における舟券売場誘致反対に関する請願書決議に関し、継続審議とする動議に反対の討論を行います。

私の反対討論の要旨は、事業主体の評価に関すること、議会の対応に関すること、議員としての私の覚悟ということで、この3点から皆さんに訴えたいと思います。

まず、事業主体の評価であります。

舟券売場誘致に関し、地元同意が必要との国土交通省の規約がありますが、地元は坂尻区だけで良いのか、同施設誘致に関しては、坂尻区周辺の地区を含めた町民の同意が必要であると理解すべきです。議会の反対がないこと、町長の同意が必要であることは、施設誘致が町全体の問題として町民に周知されていることが前提となります。数人の町民に聞き取り調査を行いました。ほとんどの町民は同施設誘致について知りませんでした。この時点での産業厚生常任委員会の決議は、時期尚早とのことであるとの動議ですが、事業主体であるマーレグランデ合同会社の議会説明に関する姿勢が問題であると考えます。マスコミが来るなら出席しないという不参加理由を知らされましたが、その姿勢は誠に不誠実であります。この発言は決定的に重要であるといえます。事業主体側がマスコミにより、事業内容を町民に周知されることを嫌っている発言であるといえます。この発言は、私にとって請願審議の大きな判断となりました。

2006年には福井市、2013年には鯖江市で地方競馬の場外馬券売場建設計画があり、2016年には若狭町の中央競馬と競輪の場外発売所建設計画がありました。いずれも住民の反対で計画は中止となりました。新聞報道により知ることができました。その件に関係した若狭町民の方に私は取材を行いました。若狭町の三宅地区に誘致が企画され、最初は誘致反対だった三宅地区でありましたが、最終的には誘致賛成に変わりました。そのことを知った若狭町の女性の会、文化協会の方たちが請願書を出し、議会を傍聴し誘致

反対にこぎつけたと語られました。

最近では、横浜市のカジノ等を運営する I R 施設誘致に関し、住民側が市長選挙において厳しい判断を示しました。施設誘致が横浜市民に様々な不利益をもたらすと考えたからであります。これが世論の常識であると言えるでしょう。

十数年前、新庄地区に風力発電建設の計画が示され、風況調査を行いました。新庄地区は建設は認めませんでした。当時は環境影響調査制度はなく、発電した電気を高値で買い取る制度も整備されていませんでした。そのことに増して、事業者であるクリーンエナジーファクトリー社の評価が悪かったために建設計画を新庄区民は拒否したのであります。区民の反対は当然の結果であったといえるでしょう。今回のように、事業主体側がマスコミが来るなら説明に参加しないと新庄区民の集会で発言したら、風況調査に入るどころか調査さえ区民は認めなかったと思います。マーレグランデ合同会社の発言は到底受け入れられるものではありません。

当時の風力発電計画で新庄地区にどれぐらいのお金が入るかの情報が流されました。坂尻地区に入る知財とは桁が違います。それを知った上で新庄区民も私自身も反対に回りました。事業主体に不審を持ち、偽造倒産をさせればその後の負担は新庄地区に回ってくるとの判断もあったと考えています。事業主体に不審があれば、坂尻地区に示した資金面も保護にされる可能性があります。事業自体の継続も難しいといえるでしょう。

議会の対応についてであります。請願の継続審議について言えば、実態は請願の廃案であると私は考えています。請願内容について、議会が請願理由を理解したとしても、同意したくない場合によく取られる対応であります。私の知る限り、継続審議のほとんどが廃案になっています。

産業厚生常任委員会が 7 日午前中に行われました。誘致反対が 5 名で継続審議が 1 名の内容です。誘致反対を訴える清水氏、誘致を求める坂尻区自治会長両氏の意見を聞き、清水氏の主張を評価した結果、先に示す判断となりました。ボートレース舟券売場が引き起こす負の側面、総会での賛否の採り方、事業主体であるマーレグランデ合同会社への参加要請にもかかわらず不参加となったことへの

評価等により、産業厚生常任委員会が下した決断であると私は考えています。事業主体会社の説明を聞くべきとする継続審議は、産業厚生常任委員会の決議を否定するにはあまりに根拠が薄いといえます。その会社はマスコミが来るなら参加しないと発言しているんです。美浜町にとって良い事業であるのなら、マスコミが来て取材してくればありがたいことであります。この発言が委員である私にとって誘致反対を即決するに十分な根拠となりました。

コロナ禍による経営の厳しさは私自身の事業にも直面しています。それをばくち施設誘致で解決しようと私は思いませんし、多くの町民もそう考えるでしょう。融資を受けたり知財返済を坂尻地区と調整したりして解決すべきではないかと私は思います。何を理由として継続審議とし、何を解決すれば請願賛否の根拠となるのか、そこを明確にしなければ、継続審議はていの良い廃案に過ぎないと私は考えます。百歩譲って良心的に考えたとしても、もう少し議論を深めるべきとするのであれば、具体的にどうすべきかの代案を示すべきです。

次に、議員としての私の今回の件に関する覚悟を示します。

私は、高齢化に伴う体力の低下、記憶力の低下を意識し、次回の町議会議員選挙に出馬しないことを決めていました。残された余生を新庄地区のために最大限の努力をしたいと考えていました。

今回の舟券売場誘致において、産業厚生常任委員会に委託された案件を継続審議にしようとする動きに、私は考えを変えました。老体にむち打ち、舟券売場誘致反対に向けて出馬する決意をいたしました。もちろん、新庄区のためにもさらなる活動続ける覚悟であります。私は、舟券売場誘致を次期町議選の争点にし、選挙戦に持ち込むために最大限の努力をいたします。本会議で産業厚生常任委員会に付託された結果を継続審議とすることになれば、継続審議に賛成・反対を投じた議員を町民に明確にし、次回の選挙では、舟券売場誘致問題を何としてでも争点にしたいと考えています。町民に選択肢を示すために、選挙戦となる体制を作り行うことが私の最後の使命になると強く考えています。

以上であります。

御清聴ありがとうございました。議員の皆様の御理解をお願いし

議長
6 番
議長
6 番

たいと思います。

以上です。

ほかに討論はありませんか。

議長。

辻井議員。

請願第 3 号の採決を継続審議にする緊急動議に反対する討論を行いたいと思います。

請願第 3 号の請願採択について、審議継続の緊急動議が行われました。しかし、この動議に反対し、この採決は今会議で採決するものであると、請願の紹介議員として、私、発言いたします。

この請願については、12月7日の産業厚生常任委員会に付託された案件で審議されました。議会では、事前に建設側の会社へ会議に対して説明依頼を行いましたが、その要求には応じてもらえず、産業厚生常任委員会の席にも参加してもらえませんでした。審議を終了し、採決にはこの請願に対し賛成多数で委員会可決されました。

請願の内容については請願書のとおりであり、美浜町には社会環境を乱す施設は必要がないというものであります。このような施設の設置は、誰が考えても必要ないと思います。話が大きくなる前に、コロナウイルスではありませんが、大波がたつまでに波打ち際でこれを阻止しなければなりません。町の将来、町民のための採決であることを強く認識していただき、本日の採決を行うべきだと強く意見して、この請願に対する本日の採決を強く要望して、討論を終わります。

議長

ほかに討論はありませんか。

(なしの声あり)

議長

討論を終結いたします。

ただいま、議題に上がっております、坂尻での場外舟券売場に関する特別委員会の設置に関して、採決を行いたいと思います。

この採決は起立によって行います。

よろしいですか。

(はいの声あり)

議長

それでは、採決を行います。

再度繰り返します。

請願第３号について、全員で構成する坂尻での場外舟券売場に関する特別委員会を設置し、再度審議することの動議に対しての採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

動議のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長

起立少数であります。

ということで、引き続き、議会を進めます。

これより、討論を行います。

議案第７８号について、討論はございませんか。

（なしの声あり）

議 長

討論はなしと認めます。

これから、議案第７８号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長

起立全員であります。

よって、議案第７８号 専決処分の承認を求めることについて（令和３年度美浜町一般会計補正予算（第５号））は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第７９号について、討論はございませんか。

５ 番

議長。

議 長

河本議員。

５ 番

日本共産党の河本猛です。

私は、ただいま討論の対象となっております議案第７９号 令和３年度美浜町一般会計補正予算（第６号）に対し、反対する立場から討論を行います。

令和３年度美浜町一般会計補正予算（第６号）は、歳入歳出それぞれ３億２，８８９万６，０００円を追加し、総額を１０６億２，６５９万３，０００円とするものです。中でも、民生費や衛生費、教育費の久々子湖漕艇場周辺環境整備事業、グラウンドゴルフ場整備事業など必要性を認める事業はあります。しかし、これまで必要がなかった議会費の議会定例会番組制作業務委託料１７０万３，０００

円の必要性については、番組内容の充実強化につながるものではなく、これまでと同様の番組制作に突如として委託料が発生したものであり、必要性を理解できないので、このような予算を認めることはできません。

また、スマートコンパクトシティ魅力創造拠点化事業の２億３，０１１万４，０００円は、道の駅関連工事との調整が完了したことに伴う駐車場の舗装や公園の植栽などの外構工事にかかる費用ですが、鋼材価格が高騰して建設費が増額する見通しであることや、道の駅建設に伴う観光客の分散を想定した民間商業施設の経営危機により、民間商業施設の存続にかけた競艇の場外舟券売場の誘致が進んでいる現状を見ると、これまでも道の駅建設の予算は認めてきましたが、工事が進んでいる現時点においても道の駅建設は中止するべきであると考えことから、本議案を認めることはできません。

以上、議案第７９号に反対する理由を述べ、討論を終わります。

議長

ほかに討論はありませんか。

(なしの声あり)

議長

これから、議案第７９号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長

起立多数であります。

よって、議案第７９号 令和３年度美浜町一般会計補正予算(第６号)は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第８０号について、討論はございませんか。

(なしの声あり)

議長

討論なしと認めます。

これから、議案第８０号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長

起立全員であります。

よって、議案第８０号 令和３年度美浜町国民健康保険事業特別

会計補正予算（第２号）は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第８１号について、討論はございませんか。

（なしの声あり）

議 長

討論なしと認めます。

これから、議案第８１号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長

起立全員であります。

よって、議案第８１号 令和３年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第８２号について、討論はございませんか。

（なしの声あり）

議 長

討論なしと認めます。

これから、議案第８２号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長

起立全員であります。

よって、議案第８２号 令和３年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第８３号について、討論はございませんか。

（なしの声あり）

議 長

討論なしと認めます。

これから、議案第８３号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長

起立全員であります。

よって、議案第８３号 令和３年度美浜町道路用地取得事業特別会計補正予算（第１号）は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第８４号について、討論はございませんか。

（なしの声あり）

議	長	討論なしと認めます。 これから、議案第 8 4 号を採決いたします。 本件に対する委員長報告は可決です。 委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。 (賛成者起立)
議	長	起立全員であります。 よって、議案第 8 4 号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。 議案第 8 5 号について、討論はございませんか。 (なしの声あり)
議	長	討論なしと認めます。 これから、議案第 8 5 号を採決いたします。 本件に対する委員長報告は可決です。 委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。 (賛成者起立)
議	長	起立全員であります。 よって、議案第 8 5 号 美浜町西郷健康ひろばの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。 8 6 号について、討論はございませんか。 (なしの声あり)
議	長	討論なしと認めます。 これから、議案第 8 6 号を採決いたします。 本件に対する委員長報告は可決です。 委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。 (賛成者起立)
議	長	起立全員であります。 よって、議案第 8 6 号 敦賀市と美浜町との間の一般廃棄物の処分に係る事務の委託の協議に関し議決を求めることについては、委員長報告のとおり可決されました。 議案第 8 7 号について、討論はございませんか。
5 番		議長。
議	長	河本議員。

日本共産党の河本猛です。

私は、ただいま討論の対象となっております議案第 87 号 美浜町健康楽膳拠点施設の指定管理者の指定についてに対し、反対する立場から討論を行います。

美浜町健康楽膳拠点施設コルパの指定管理者は、運営開始からグッドスタッフが行ってきました。私は、健康楽膳拠点施設コルパの建設計画から指定管理者の指定までの 2017 年から 19 年までの反対討論を見てきましたが、一貫して反対を貫いています。

行政は当初、商業施設という説明から、町民の食・運動・健康という健康づくり、さらには直販の機能を生かした農林水産業や三方五湖ゾーンの観光産業の振興が期待できる公益施設であるという考えを示しています。コルパの運営費 1,884 万 3,000 円のうち、1,398 万 1,000 円は食プラス運動プラス健康のセミナー開催費、情報発信費、体験促進費、ブランドイメージの形成費として、行政の施策実現のために指定管理料の中に組み込まれたものです。その中でもタニタとのコラボ、ブランドイメージの形成は、行政の中心的な施策でした。

コルパについては、当初より、公益性や採算性が低く、立地条件も悪い場所にレストランや直売所を建設する必要はないと反対討論をしています。他の議員からも厳しい指摘を受けてきた施設であります。指定管理の選定のときもグッドスタッフは町内どこか県内にも事業所がないことを指摘し、指定管理者の選定に反対しています。しかし現状では、厳しいコロナ禍の状況においても、行政施策の経費がかかるタニタとのコラボ商品についても、運営の圧迫を受けながらも赤字を出すことなく運営を続け、シジミラーメンや魚の定食など、地場産品を生かしたメニューが地元テレビで取り上げられるなど、工夫を凝らしてきた実績を私は評価しています。

今回、指定の期限がきたことから、新たにプロポーザル方式により指定管理者に三方五湖 DMO が選定されました。議会が承認すれば随意契約となります。

当初、グッドスタッフを選定した経緯や、この間の運営状況を考えると、グッドスタッフが撤退を決めない限り、指定管理者が交代するということは考えにくい事態です。

委員会では、グッドスタッフの運営の何がいけなかったのか、具体的な問題は明らかにされませんでした。さらに、行政の施策実現のために指定管理料の中に組み込まれた食・運動・健康のセミナー開催、情報発信、体験促進、ブランドイメージの形成など、コルパの運営に多大な負荷を与える事業の反省を行政が述べることはありませんでした。そして、今回の選定審議会に挙がっている２社の比較というものも、行政は選定委員会が評価しているので問題ないと言い張るばかりで、委員会として両者を比較する材料がないまま議論が終結しました。

平成３１年４月１７日にグッドスタッフを選定した指定管理者選定審議会の答申書の中には、三方五湖ＤＭＯに関わる方が複数入っていました。当然、今回の選定審議会に関係者が含まれることは無いと思いますが、町の諮問機関である選定委員会が地元を優先させることは当然考えられます。私も、県外事業者より、地元町内の事業者指定管理業者になってほしいと思っています。

今回、選定委員会の評価、比較・検討の材料が委員会でも公開されませんでした。選定委員会が評価したんだからこれを委員会や議会は追認しろというような行政のやり方というのは、一議員として全く公正さを評価できません。

今回の件は、地元行政と事業者による県外事業者外しだと言われても、それを否定できるだけの材料が私にはありませんし、自信もありません。プロポーザル方式というのは、運用を悪用すれば競争のない随意契約ができる仕組みです。プロポーザル方式は、開業当初の事業者提案に従事するならともかく、契約更新が行政の公募要項に即すなら、一般競争入札にしたほうが公正さや公平性を担保できます。

今回、行政の説明では、公正さや公平性を担保できないので、本議案を認めることはできません。

以上、議案第８７号に反対する理由を述べ、討論を終わります。

ほかに討論はございませんか。

(なしの声あり)

これから、議案第８７号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

議長

議長

		委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。 (賛成者起立)
議	長	起立多数であります。 よって、議案第 8 7 号 美浜町健康楽膳拠点施設の指定管理者の指定については、委員長報告のとおり可決されました。 次に、請願第 3 号について、討論はございませんか。 (なしの声あり)
議	長	討論なしと認めます。 請願第 3 号 美浜町坂尻で誘致進行中の場外舟券売場設置計画について、美浜町議会で審議され反対を議決することを求める請願について採決を行います。 この請願に対する委員長報告は採択です。 請願第 3 号を採択することに賛成の方の起立を求めます。 (賛成者起立)
議	長	起立多数であります。 よって、請願第 3 号 美浜町坂尻で誘致進行中の場外舟券売場設置計画について美浜町議会で審議され反対を議決することを求める請願は、採択することに決定いたしました。 発議第 3 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。 本案について、提出者、梅津隆久君に趣旨説明を求めます。
	4 番	議長。
議	長	梅津隆久君
	4 番	発議第 3 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について。 上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条及び美浜町議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により、提出する。 令和 3 年 1 2 月 1 5 日提出。 美浜町議会議長、竹仲良廣殿。 提出者、美浜町議会議員、梅津隆久。美浜町議会議員、辻井雅之。 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。 新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が

国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策は元より、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記、1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特別措置は、本来、国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4、令和3年度税制改革により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月15日。福井県美浜町議会。

提出先ですが、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、

以上でございます。

発議第３号の報告を終わります。

議 長

趣旨説明は終わりました。

この本件・本案について、質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

続いて、討論はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

討論なしと認め、採決をいたします。

本件は原案のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立全員であります。

よって、発議第３号は、原案のとおり可決いたしました。

本意見書は、直ちに関係行政庁等に提出することといたします。

次に、これより追加原案を上程いたします。

日程第１４ 議案第８８号 電池推進遊覧船建造工事請負契約についてから、日程第１６ 議案第９０号 美浜町観光センター改修工事請負契約についてまでの３議案を上程いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長

ただいまは、美浜町一般会計補正予算の専決処分の承認をはじめ、１０議案につきまして、慎重な御審議を賜り、全議案を原案のとおり可決いただきましたことに対し、心から厚く御礼を申し上げます。

それでは、まちづくり施策を鋭意に推進すべく、本日、追加提案いたしました案件につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第８８号 電池推進遊覧船建設工事請負契約及び議案第８９号 新美浜町レークセンター（仮称）太陽光システム導入工事請負契約並びに議案第９０号 美浜町観光センター改修工事請負契約の各議案につきましては、所要の手続を経て、会期中に仮契約に至りましたので、それぞれの工事について請負契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

本町では、平成２８年に策定したエネルギービジョンに基づき、原子力はもとより、エネルギーと共生するまちづくりを進めているところであり、併せて、北陸新幹線敦賀開業の効果を最大限に引き

出すため、三方五湖ゾーンなどの観光資源の魅力アップ事業に重点的に取り組んでいるところであります。

今回、その一環として、三方五湖観光に係る２隻目の電池推進遊覧船を新造するとともに、新レークセンターの建築工事に併せて太陽光発電及び蓄電システムを導入するものであります。

また、町の玄関口となるＪＲ美浜駅及び併設する美浜町観光センターについて、利便性の向上と道の駅「はまびより」との一体感を持たせることで、誘客や交流に係るゲートウェイとして機能を充実させるべく、トイレの改修や外観整備事業に着手するものであります。

以上、甚だ簡単ではございますが、追加提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ、慎重な御審議をいただき、妥当な御決議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長

町長の提案理由の説明は終わりました。

続いて、議案の説明を総務課長に求めます。

なお、各議案の説明は、会議規則第３９条第２項の規定によって、議案表題部分についてのみとし、他は省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長

御異議なしと認めます。

説明は、議案表題部分についてのみお願いいたします。

総務課長。

総務課長

それでは、議案表題部分の朗読を持ちまして、説明に変えさせていただきます。

議案第８８号 電池推進遊覧船建造工事請負契約について。

議案第８９号 新美浜町レークセンター（仮称）太陽光システム導入工事請負契約について。

議案第９０号 美浜町観光センター改修工事請負契約について。

令和３年１２月１５日提出。美浜町長、戸嶋秀樹。

以上でございます。

議 長

以上で、議案の説明を終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより休憩し、別室において全員協議会を開催いたしまして、ただいま上程いたしました議案第88号 電池推進遊覧船建造工事請負契約についてから、議案第90号 美浜町観光センター改修工事請負契約についてまでの3議案について、理事者から詳細説明を受けたいと思います。

これより休憩いたします。

全員協議会は、午後1時30分から再開いたしますので、よろしくをお願いします。

(休憩宣言 午後 0 : 06)

(再開宣言 午後 2 : 37)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日、追加提出の議案については、既に提案理由の説明は終了し、先の全員協議会において審議いたしましたので、これより質疑に入ります。

日程第14 議案第88号 電池推進遊覧船建造工事請負契約についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

5番

議長。

議長

河本議員。

5番

日本共産党の河本猛です。

私は、ただいま討論の対象となっております、議案第88号 電池推進遊覧船建造工事請負契約についてに対し、反対する立場から討論を行います。

議案第89号 新美浜町レークセンター（仮称）太陽光システム導入工事請負契約についても関連しているので、一括して反対討論をします。

電池推進遊覧船と新美浜町レークセンターについては、その出発

点となった実証船の計画が出たときから一貫して反対しているので、今回の工事請負契約についても認めることはできません。特に、電池推進遊覧船建造工事請負契約については、町行政の地域愛をみじんも感じることはできません。私は、実証船の建造を認めたことはありませんが、地元の高い技術力を持った造船会社が落札し、契約者として選定されたことについては、地元の産業を生かせるということで今後の発展に期待していました。実証船から商用船を造るという予算が計上されたときには、実証船のデータを基に商用船を造るので、大きな設計変更はないような説明でしたが、今回、またしてもプロポーザル方式による突然の経営変更で、地元造船会社の苦労も省みず、県外企業を選定するとは本当に信じられない事態です。

私は、行政が進める電池推進船の事業そのものが失敗であり、これまでも国のエネ高交付金を使った必要のない不要不急の箱物だと主張してきましたが、ここにきて、町行政の地域愛をみじんも感じることはできなくなりました。地元産業を生かした造船技術の発展にも期待できないので、本議案を認めることはできません。

以上、議案第 88 号、89 号に反対する理由を述べ、討論を終わります。

議長 ほかに討論はありませんか。

(なしの声あり)

議長 これで討論を終結いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

よって、議案第 88 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 15 議案第 89 号 新美浜町レークセンター（仮称）太陽光システム導入工事請負契約についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

(なしの声あり)

議長 討論なしと認め、採決いたします。

		本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。 (賛成者起立)
議	長	起立多数であります。 よって、議案第 89 号は、原案のとおり可決いたしました。 日程第 16 議案第 90 号 美浜町観光センター改修工事請負契約についてを議題といたします。 質疑はございませんか。 (なしの声あり)
議	長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 討論はございませんか。 (なしの声あり)
議	長	討論なしと認め、採決いたします。 本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。 (賛成者起立)
議	長	起立全員であります。 よって、議案第 90 号は、原案のとおり可決いたしました。 続きまして、宣告の休憩中に、坂尻の場外舟券売場に関する。 失礼しました。 お諮りします。 先ほど、兵庫賢一議員、辻井雅之議員より、発議第 4 号 美浜町坂尻で誘致進行中の場外舟券売場設置計画について反対する決議が提出されました。 これを日程に追加し、発議第 4 号を追加日程第 1 とし、直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 よって、発議第 4 号 美浜町坂尻で誘致進行中の場外舟券売場設置計画について反対する決議を追加日程第 1 として、直ちに議題とすることに決定いたしました。 暫時休憩いたします。 資料を配りますので、しばらくお待ちください。 (休憩宣言 午後 2 : 43)
議	長	再開いたします。

(再開宣言 午後 2 : 4 4)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第1 発議第4号 美浜町坂尻で誘致進行中の場外舟券売場設置計画について反対する決議を議題といたします。

本案について、提出者、辻井雅之君に趣旨説明を求めます。

辻井雅之君。

6番

発議第4号 美浜町坂尻で誘致進行中の場外舟券売場設置計画について反対する決議。

上記の議案を、別紙のとおり美浜町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和3年12月15日提出。

提出者、美浜町議会議員、兵庫賢一。美浜町議会議員、辻井雅之。美浜町議会議長、竹仲良廣殿。

提案理由。別紙です。

美浜町坂尻で誘致進行中の場外舟券売場設置計画について反対する決議。

美浜町坂尻区に場外舟券売場の誘致計画があります。しかし、このような施設は、町やそこに住む住民にとって、生活環境上よくないものであります。県内の他地区でも建設の話もありましたが、ことごとく反対されており、建設には至っておりません。将来の明るい美浜町には、このような施設は不必要で、設置に反対するものであります。

令和3年12月15日、美浜町議会。

以上です。

議長

趣旨説明は終わりました。

本案に対して、質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

(なしの声あり)

議長

討論をなしと認め、採決いたします。

よろしいですか。

それでは、採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長

起立全員であります。

よって、発議第４号は、原案のとおり可決いたしました。

出られた方は、入室をお願いします。

続いて、日程第１７ 議員派遣についてを議題といたします。

議会議員派遣については、お手元に配付のとおり、それぞれ派遣
いたしたいと思います。

ただし、緊急を要する場合には、議長において決定いたしたいと
思います。

これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

御異議なしと認めます。

よって、議会議員派遣については、お手元に配付のとおり、それ
ぞれ議員派遣することに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程全部が終了いたしました。

これをもって令和３年第６回美浜町議会定例会を閉会いたします。

(閉会宣言 午後 ２：４８)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに
署名する。

美浜町議会議長 竹仲良廣

署名議員 仲 寛 正 一

署名議員 松 下 照 幸

署名議員 高 橋 修